

第4次草津市男女共同参画推進計画 後期計画（案）

令和8（2026）年3月

滋賀県草津市

はじめに
(市長)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 社会状況等	3
3. 計画の位置づけ	4
4. SDGsとの関係性	5
5. 計画の期間	5
第2章 草津市の男女共同参画の現状と課題	7
1. 草津市の現状と課題	8
2. 市民アンケート調査結果からみる現状と課題	13
3. 第4次草津市男女共同参画推進計画の主な取組と課題	29
4. 数値目標の達成状況	33
第3章 第4次後期計画の基本的な考え方	34
1. 基本理念と目指す方向、目標	35
2. 施策体系	38
第4章 具体的な取組	40
1. 目標ごとの取組	41
目標1 男女共同参画の意識づくり	41
目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり	43
目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	46
目標4 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり	50
2. 数値目標の設定	54
第5章 計画の推進にあたって	56
1. 計画の推進体制	57
2. 数値目標による進行管理	58
3. 市民等の役割	59
資料編	61
1. 草津市男女共同参画推進条例	62
2. 草津市男女共同参画センター条例	66
3. 草津市男女共同参画審議会規則	67
4. 草津市男女共同参画審議会委員 名簿	69
5. 策定の経過	71
6. 計画に関連する法律	72
7. 男女共同参画に関する年表	74
8. 用語集	81

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 20(2008)年 12 月に制定した「草津市男女共同参画推進条例」に基づき、令和 3（2021）年度から 10 年間を計画期間とした「第 4 次草津市男女共同参画推進計画」を令和 3（2021）年 3 月に策定し、同年、本市の男女共同参画推進の拠点施設として開設した「草津市立男女共同参画センター」を中心に、男女があらゆる分野で対等な立場から、ともに平和で豊かな地域を築いていくことを目指した取組を各種団体等との協働*のもと進めてきました。

このような中、第 4 次草津市男女共同参画推進計画の策定から 5 年が経過し、社会状況も大きく変化していることから、第 4 次草津市男女共同参画推進計画の進捗状況や市民アンケート調査等により男女共同参画の現状や課題等を把握し、市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまちを実現するため、新たに「第 4 次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）」（以下、「第 4 次後期計画」という）を策定しました。

2. 社会状況等

令和3（2021）年に策定された第4次草津市男女共同参画推進計画以降、男女共同参画をめぐる社会の状況は大きく変化し、取組がさらに加速しています。

国においては、政治分野への女性参画を促進するため「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。また、職業生活における女性のキャリア形成や就業継続等を目指し、令和7（2025）年6月に「女性活躍推進法」の有効期限が延長されるなどの改正がされたほか、令和6（2024）年には、性別に関わらず仕事と子育て・介護等を両立できるよう就労環境の整備強化に向けて、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（通称「育児・介護休業法」）」および「次世代育成支援対策推進法」が改正され、翌年に施行されました。また、配偶者からの暴力や性的指向*・ジェンダーアイデンティティ*等についての悩み、女性であることで直面する困難な問題（性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題）等、さまざまな課題の解決や理解促進に向けて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称「配偶者暴力防止法」）」「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（通称「LGBT理解増進法」）」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（通称「女性支援新法」）」の各法律が施行されました。さらに、令和8（2026）年に「第6次男女共同参画基本計画」が策定される予定です。

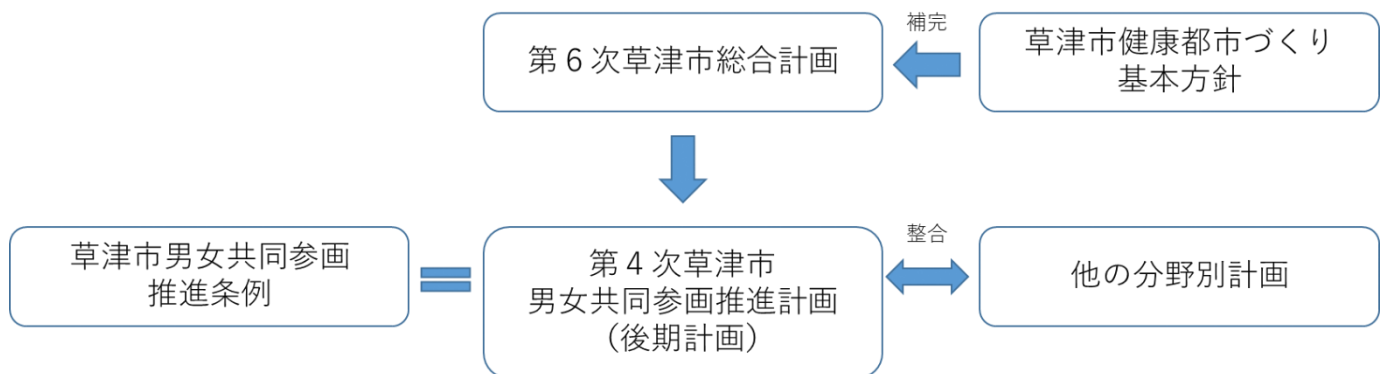
滋賀県では、令和6（2024）年3月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。また、令和8（2026）年には「パートナーシッププラン2030」を策定し、ジェンダー平等社会の実現を目指して、こどもや若者へのライフ&キャリア教育*の実施や男性の家事・育児・介護等への参画推進等の取組を進めることとしています。

社会状況としては、男性の育児休業取得率や女性の就業率の上昇、女性に対する暴力への支援体制拡充などの進展が見られる一方、政策や方針決定の場への女性参画等については根強いアンコンシャス・バイアス*が残っていると考えられます。依然として女性への家事・育児・介護等の偏りがあり、特に女性のキャリア形成が困難となっています。また、特に男性では超過勤務の多さが心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面もあります。男性も女性も暮らしやすく、多様な幸せを追求できるよう、男女共同参画の取り組みを更に加速させることが求められています。

3. 計画の位置づけ

- この計画は、「第6次草津市総合計画」を上位計画とし、「草津市男女共同参画推進条例」に基づく推進計画として、令和3（2021）年3月に策定された「第4次草津市男女共同参画推進計画」の後期計画であり、「草津市こども・若者計画」等その他の関連計画と整合を保ちながら、施策を総合的に推進するための計画と位置づけます。
- 「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に規定する市町村基本計画、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」に規定する市町村基本計画および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定する市町村推進計画として位置づけます。
- 国の「第6次男女共同参画基本計画」の内容および県の「パートナーシッププラン2030（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）」と整合を図ります。

図表 男女共同参画推進計画の位置づけ



4. SDGs との関係性

平成 27（2015）年 9 月に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、平成 27（2015）年から令和 12（2030）年までの国際目標として、「持続可能な開発目標* SDGs（Sustainable Development Goals）」が示されました。

「SDGs」は誰一人取り残さない社会を目指し、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。



本計画では、「1 貧困をなくそう」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも経済成長も」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」等を関連目標として掲げ、SDGs の視点を踏まえた取組を進めます。



5. 計画の期間

本計画は令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度を計画期間とする第 4 次計画の後期計画であり、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間を計画期間とします。

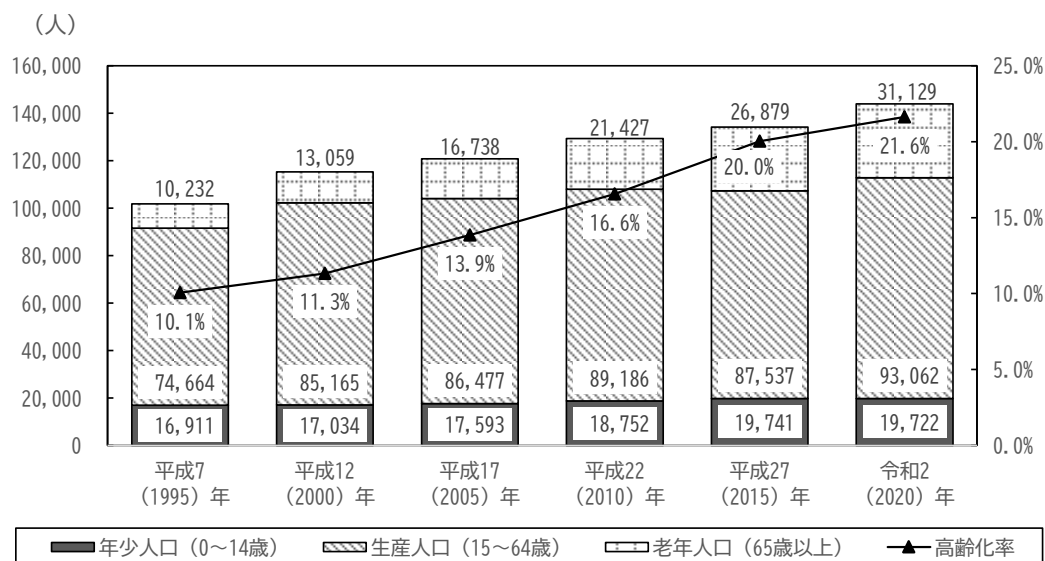
第2章 草津市の男女共同参画の現状と課題

1. 草津市の現状と課題

(1) 人口の推移

本市の人口は増加傾向にあり、令和2（2020）年の年齢不詳を含む総人口は143,913人となっています。また、高齢化率についても増加傾向にあり、令和2（2020）年の高齢化率は21.6%となっています。

図表 年齢3区分別構成比の推移（草津市）

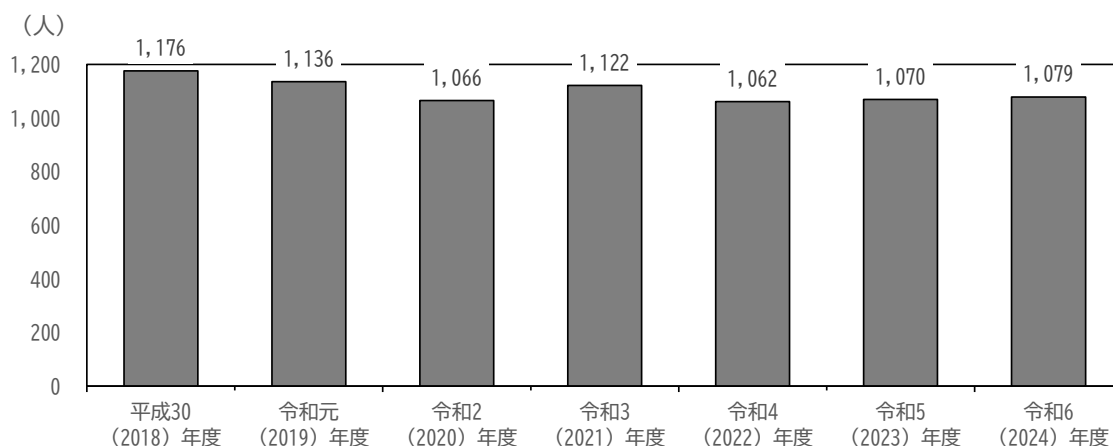


※各比率は年齢不詳を除いた総数に対して求めています。

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

本市の出生数はほぼ横ばいで推移しており、令和6（2024）年度は1,079人となっています。

図表 出生数の推移（草津市）

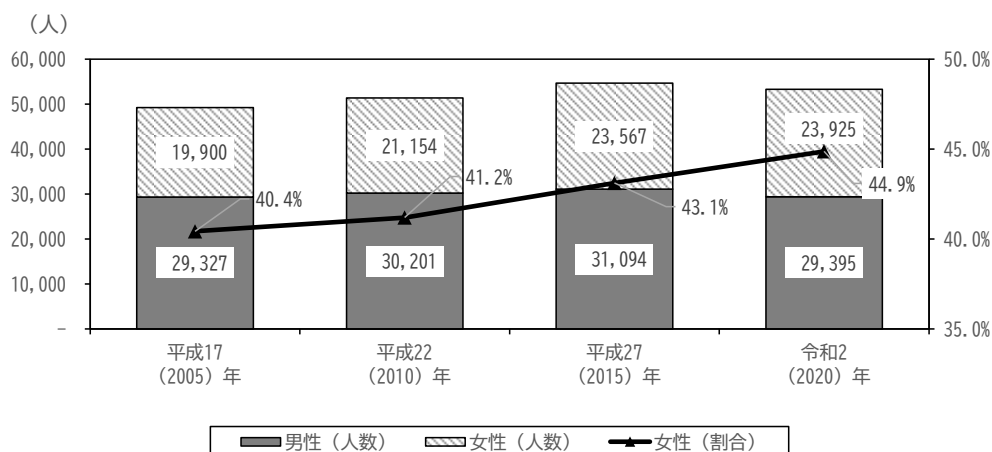


資料：草津市「草津市の人口・世帯の移動状況」

(2) 雇用の状況

本市の女性雇用者の割合は増加傾向にあり、令和2（2020）年は44.9%となっています。

図表 男女別雇用者数の推移（草津市）

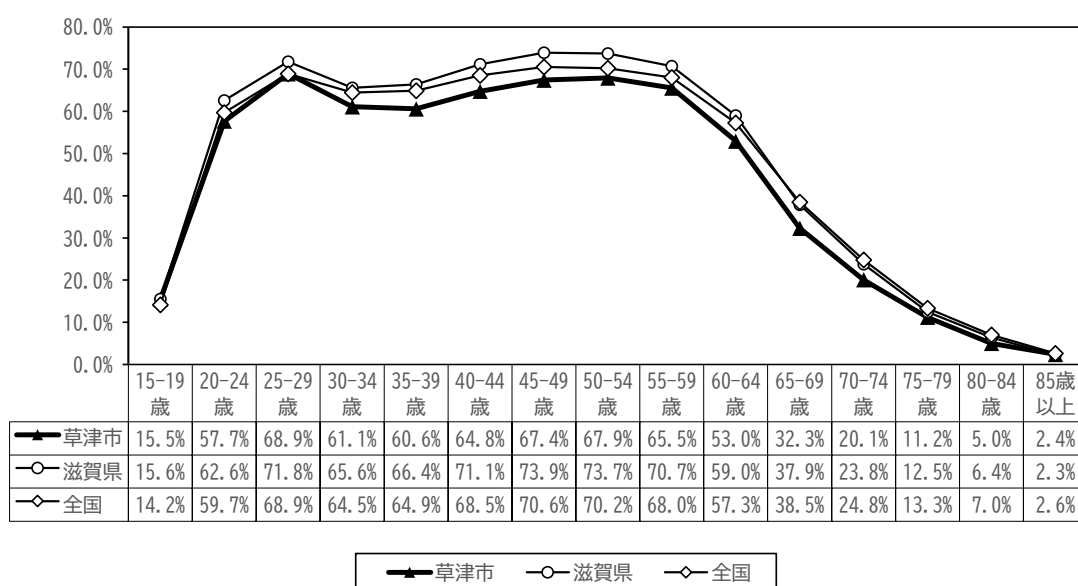


※雇用者には、会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイト等、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人を含み、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事等の役員は除く。

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

女性の年齢別就業率をみると、結婚や出産、子育てを経験する人が多い30代で就業率が低くなる、いわゆるM字カーブ*を描いていることがわかります。本市はほとんどの年齢で滋賀県・全国に比べて就業率が低くなっています。

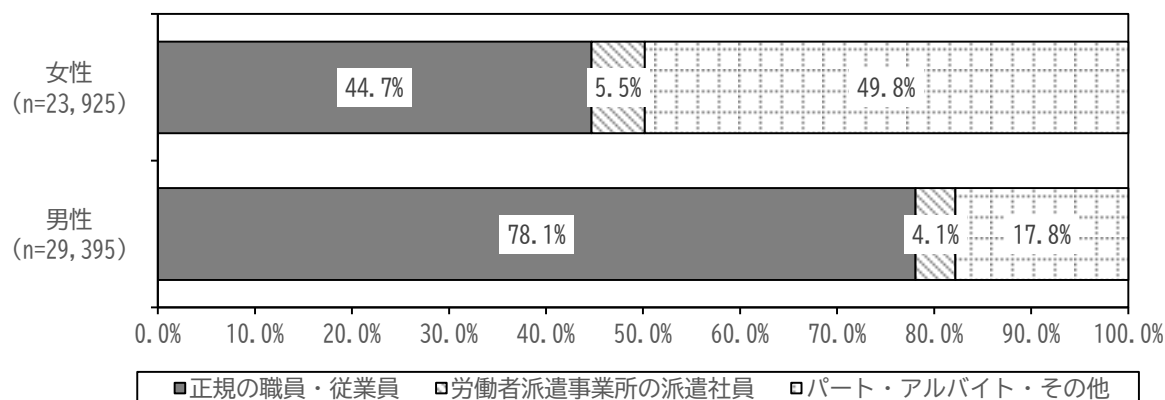
図表 女性の年齢別就業率



資料：国勢調査（令和2（2020）年10月1日時点）

本市では、働いている女性の「正規の職員・従業員」の割合は 44.7%となっており、「労働者派遣事業所の派遣社員」または「パート・アルバイト・その他」を合わせた非正規雇用者は5割以上となっています。一方、男性は「正規の職員・従業員」が78.1%となっています。

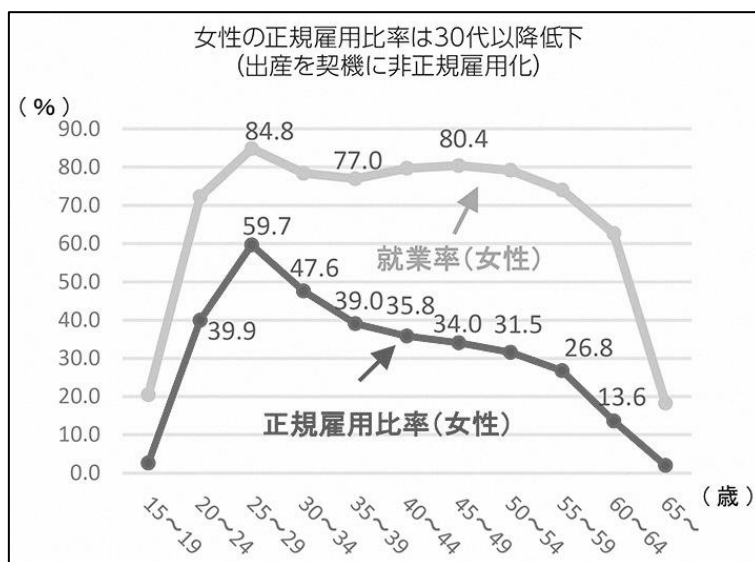
図表 正規雇用者と非正規雇用者の状況（草津市）



資料：国勢調査（令和2（2020）年10月1日時点）

なお、女性の正規雇用労働者比率については、20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ*」という課題も提起されています。

図表 女性の就業率と正規雇用率（M字カーブとL字カーブ）（参考）



資料：「女性版骨太の方針 2023（女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023）

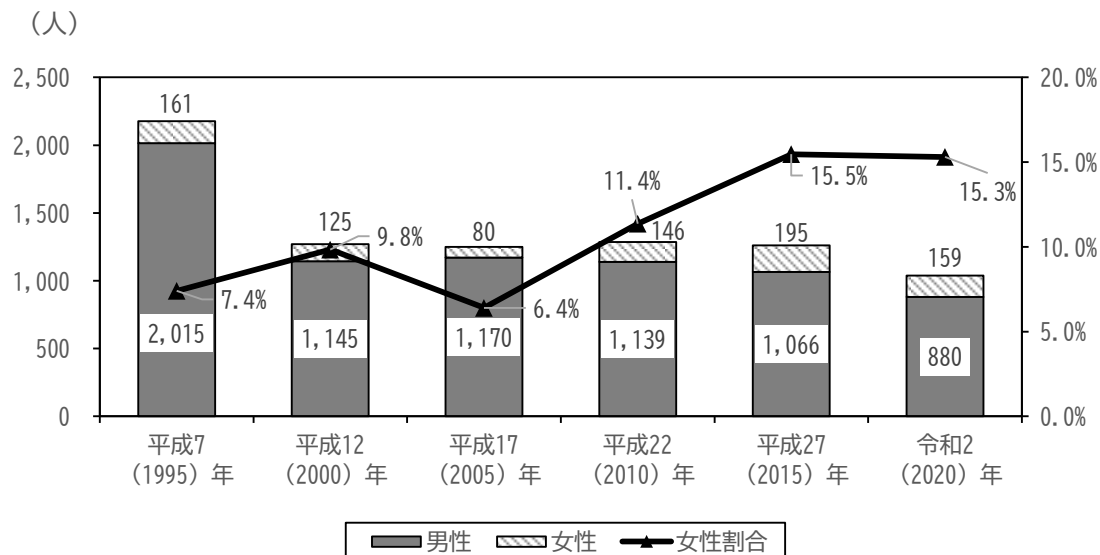
（原案）概要（内閣府）

出典：総務省「労働力調査（基本集計）」（令和4（2022）年）

(3) 女性活躍の状況

本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は増加傾向にあり、令和2（2020）年には15.3%となっています。

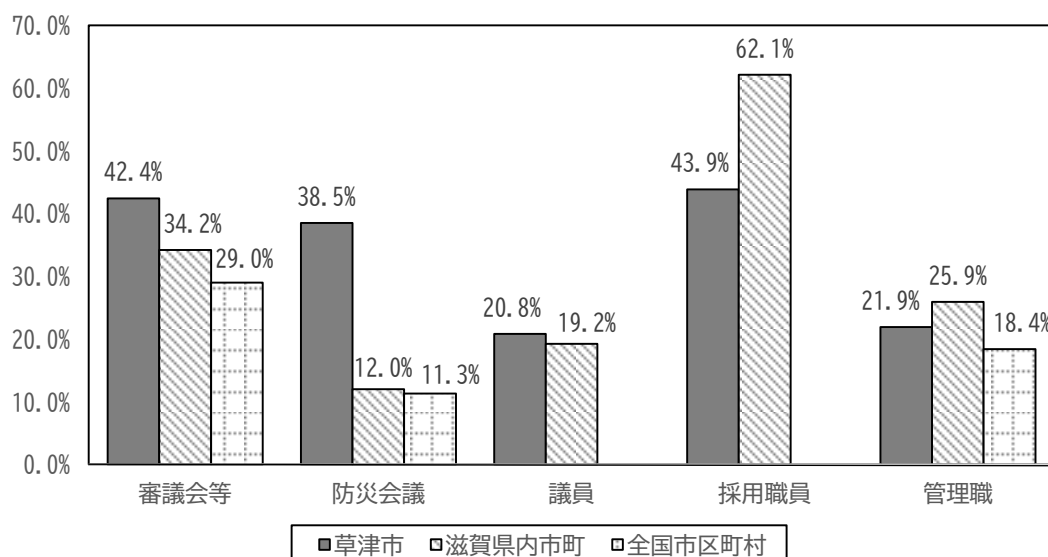
図表 男女別管理的職業従事者の推移（草津市）



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

本市では、「審議会等」、「防災会議」に占める女性の割合が滋賀県内市町、全国市区町村に比べて高くなっています。また、「管理職」に占める女性の割合は、滋賀県内市町より低いものの、全国市区町村より若干高くなっています。

図表 公職での女性の割合



※全国市区町村の「議員」、「採用職員」はデータなし。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況（令和6（2024）年度）」、滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課「市町における男女共同参画推進状況」（令和7（2025）年3月現在）

● ● ● 課題 ● ●

- 本市においても少子高齢化が進展しており、持続可能な社会*の実現に向けて、性別にかかわらず誰もがあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会づくりを進めていく必要があります。
- 本市の女性雇用者の割合は増加傾向にあり、令和2（2020）年には44.9%に達しています。一方で、女性の年齢別の就業率は30代で低下するM字カーブを描いており、多くの年齢層で滋賀県や全国の平均を下回る状況にあります。また、非正規雇用の割合も高く、女性の5割以上が非正規で働いている実態があります。その背景として、本市は県外からの転入者も多く、子育て中の女性は周りを頼ることが出来ず、正規雇用を希望しているにもかかわらず、非正規雇用を選ばざるを得ない状況があると考えられます。全国的に、正規雇用の継続が難しい「L字カーブ」という課題も指摘される中、就労を希望する女性が働き続けることができ、経済的自立につながるよう柔軟で安定した雇用環境づくりが必要です。
- 本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は令和2（2020）年時点で15.3%と増加傾向にあるものの、依然として男性が大多数を占めており、女性の意思決定層への登用をさらに推進する必要があります。また、審議会等や防災会議における女性比率は滋賀県内市町や全国市区町村の平均と比較して高いものの、管理職における女性比率は滋賀県内市町の平均に比べるとやや低く、女性の活躍推進に一層取り組む必要があります。

2. 市民アンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 令和6年度草津市男女共同参画についてのアンケート調査結果（概要）

調査概要

調査目的：第4次草津市男女共同参画推進計画の進捗状況の把握および今後の施策・方針の参考とするため。

調査対象者：令和6（2024）年7月31日現在における本市在住の満18歳以上の3,000人
（各小学校区の満18歳以上の男女別・年齢別の構成比に基づき抽出数を設定）

標本抽出方法：住民基本台帳より上記条件で無作為抽出

調査方法：郵送による調査票配布・回収およびインターネットによる回答

調査期間：令和6（2024）年9月19日～10月8日

回収結果：配布数3,000人、有効回答数868人（286人）、有効回答率29.1%（9.5%）
※（ ）内はインターネットによる回答の内訳。

調査結果の表記について：百分率については、調査の回答対象者数（n）を基数として算出しています。小数点第2位以下を四捨五入しているため、数字の合計が100.0%にならない場合があります。

①男女共同参画について

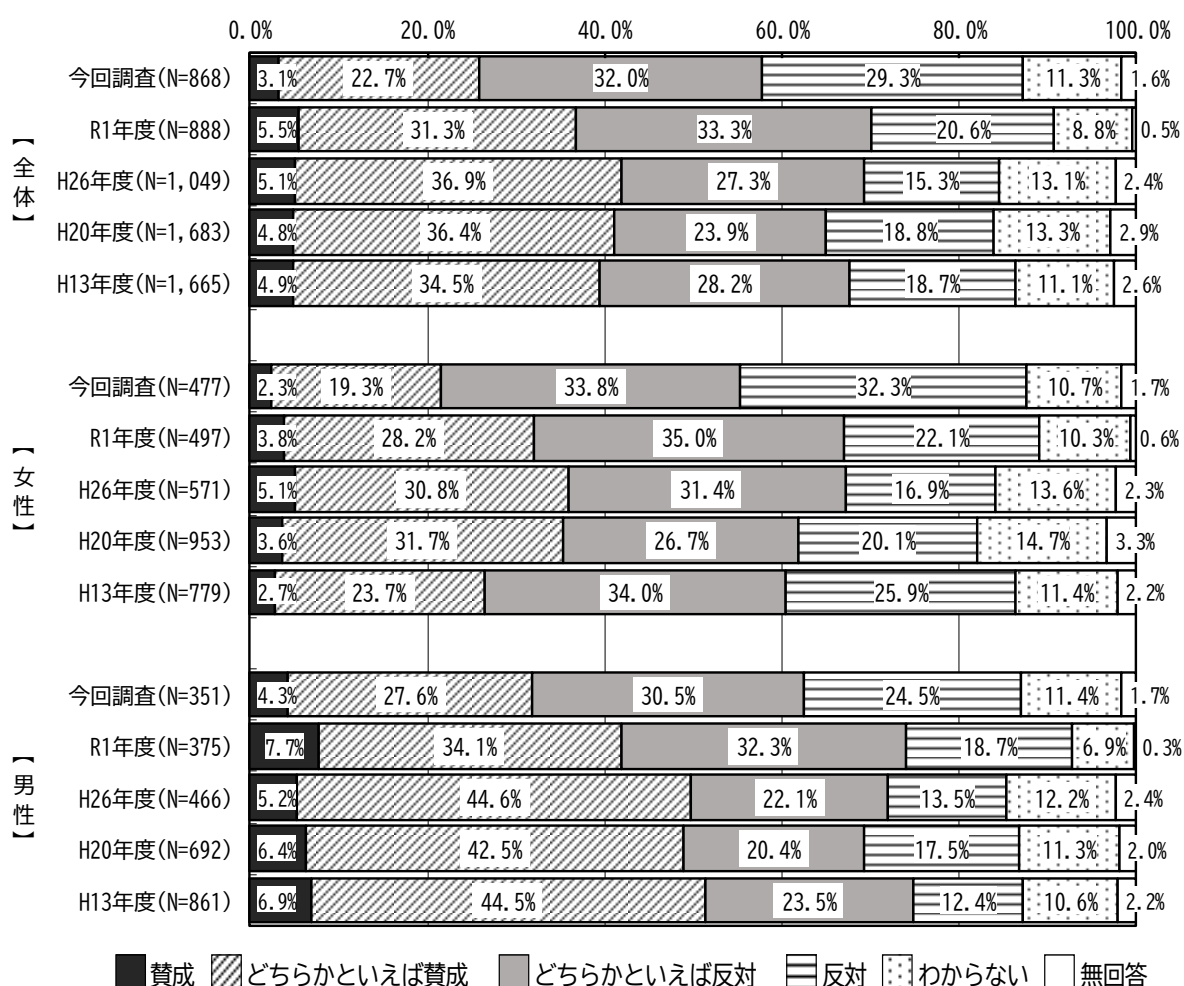
性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に『肯定的』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）な人は 25.8%となっており、令和元（2019）年度調査（36.8%）より 10 ポイント以上減少しています。

性別でみると、女性では『否定的』（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）は平成 13 年度は 59.9%で、平成 20 年度から平成 26 年度で 40%台に下がりますが、令和元年度以降は年々高くなっています。

男性では、『否定的』は平成 13 年度から平成 26 年度は 30%台でしたが、令和元年度以降 50%台と高くなっています。

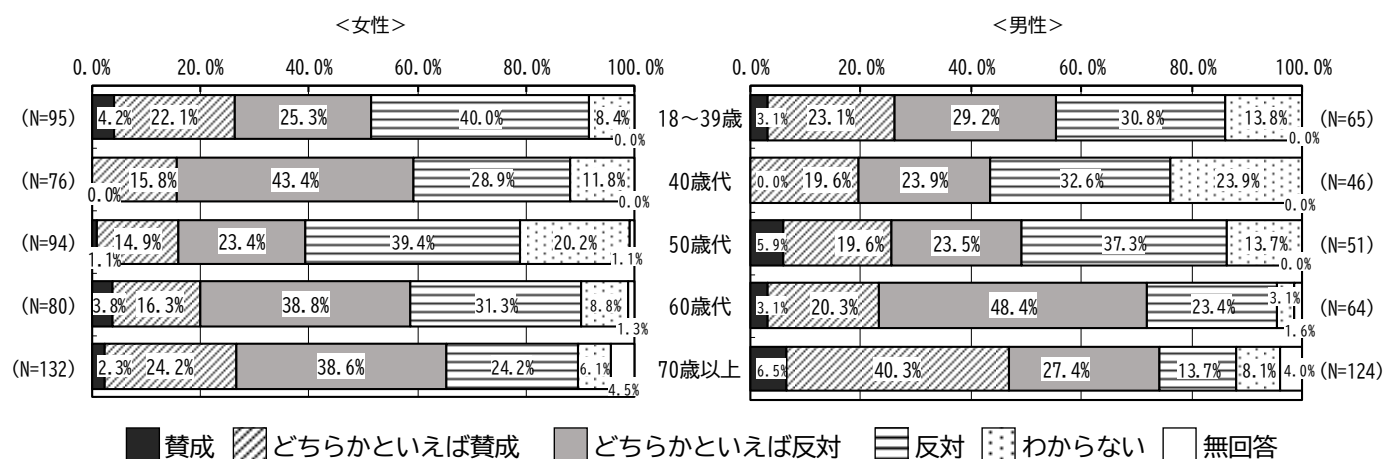
図表 性別役割分担意識（本市調査の経年比較）



性年齢別でみると、女性ではすべての年齢で『肯定的』が約2割から約3割、『否定的』が約6割から約7割となっています。40・60歳代では70%を超えています。

男性では『肯定的』が70歳以上で46.8%と最も高く、その他の年齢は約2割から約3割にとどまっています。『否定的』は70歳以上で41.1%と最も低く、その他の年齢は約6割から約7割を占め、60歳代が71.8%で最も高くなっています。

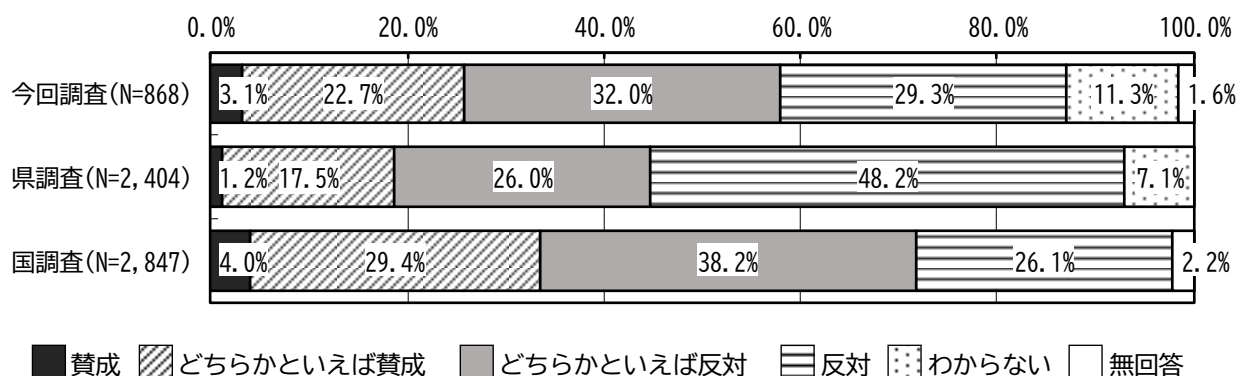
図表 性別役割分担意識（性年齢別）



全国調査・滋賀県調査と比較すると、『否定的』は県調査の方が12.9ポイント高くなっています。

国調査は選択肢に「わからない」がない分、構成比に違いがあらわれています。

図表 性別役割分担意識（全国調査・滋賀県調査との比較）



各分野での男女平等

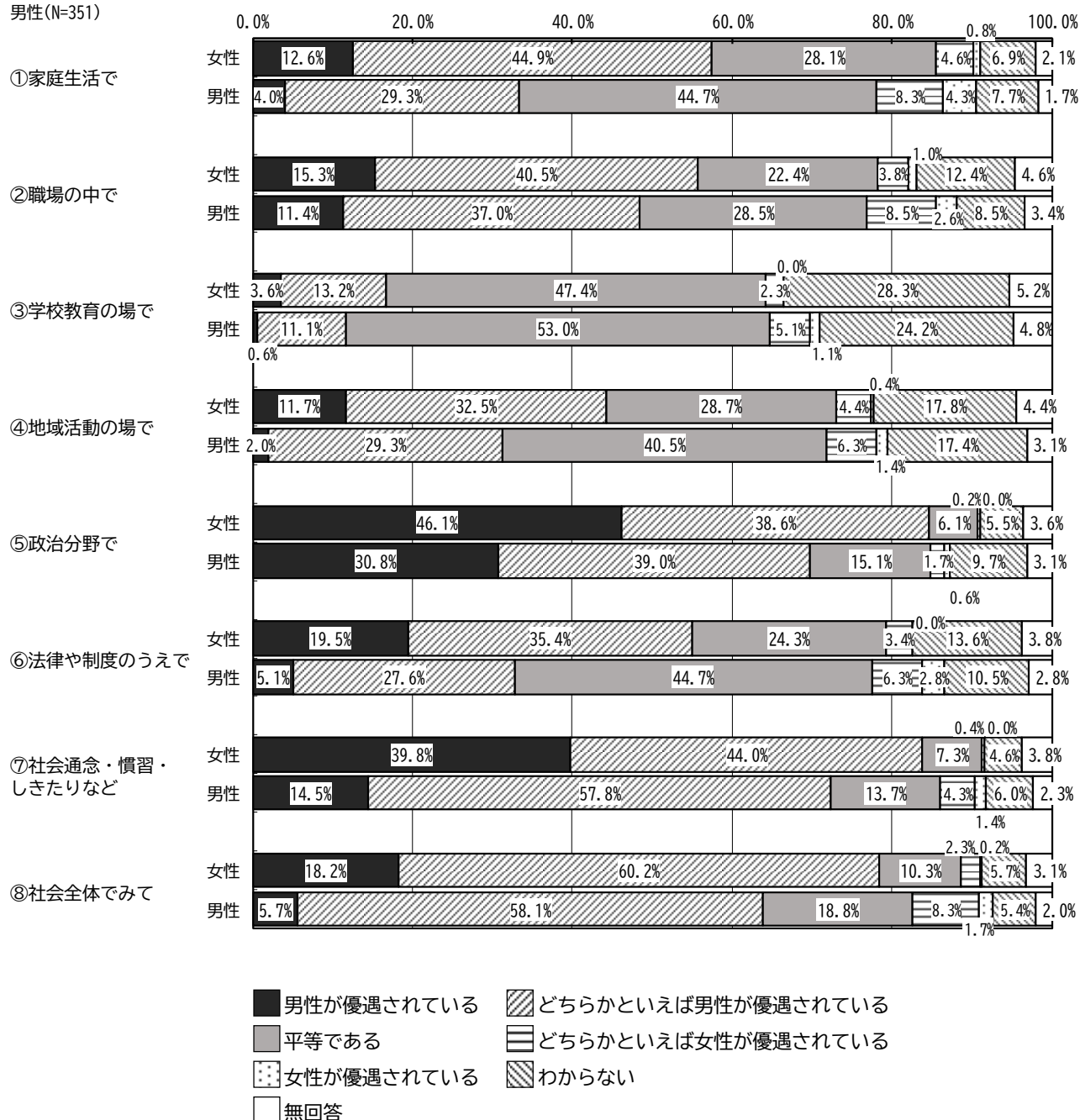
各分野での男女の不平等感について、性別でみると、女性はすべての分野で「平等である」が男性よりも低くなっており、特に「⑥法律や制度のうえで」は 20.4 ポイント低くなっています。

また、すべての分野で『男性優遇』は女性の方が高くなっています。特に「①家庭生活で」、「⑥法律や制度のうえで」は男性よりも 20 ポイント以上、「⑤政治分野で」、「⑧社会全体でみて」、「④地域活動の場で」、「⑦社会通念・習慣・しきたりなど」も 10 ポイント以上高くなっており、性別による不公平感の差が表れています。

図表 各分野での男女平等（性別）

女性(N=477)

男性(N=351)

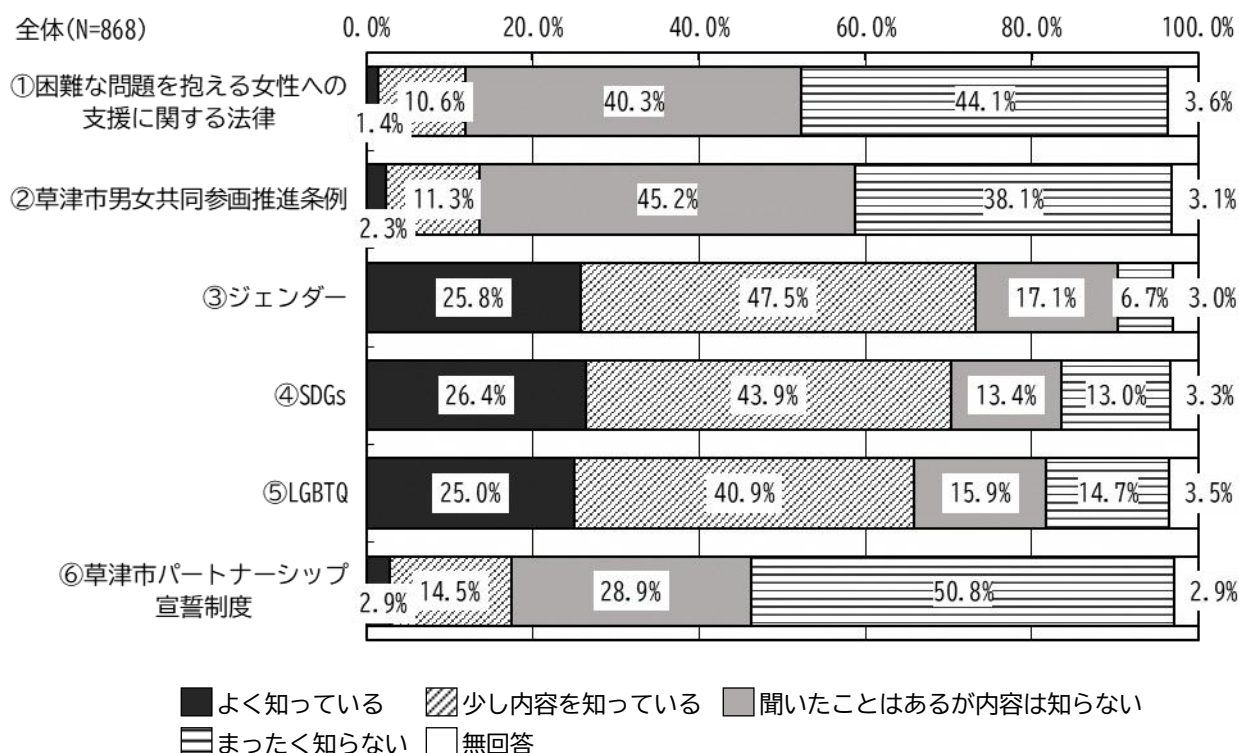


男女共同参画に関する用語の認知

全体でみると、『知っている』（「よく知っている」と「少し内容を知っている」の合計）は、「③ジェンダー」、「④SDGs」、「⑤LGBTQ*」では約7割となっています。

一方、「①困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「②草津市男女共同参画推進条例」、「⑥草津市パートナーシップ宣誓制度*」では2割以下となっています。

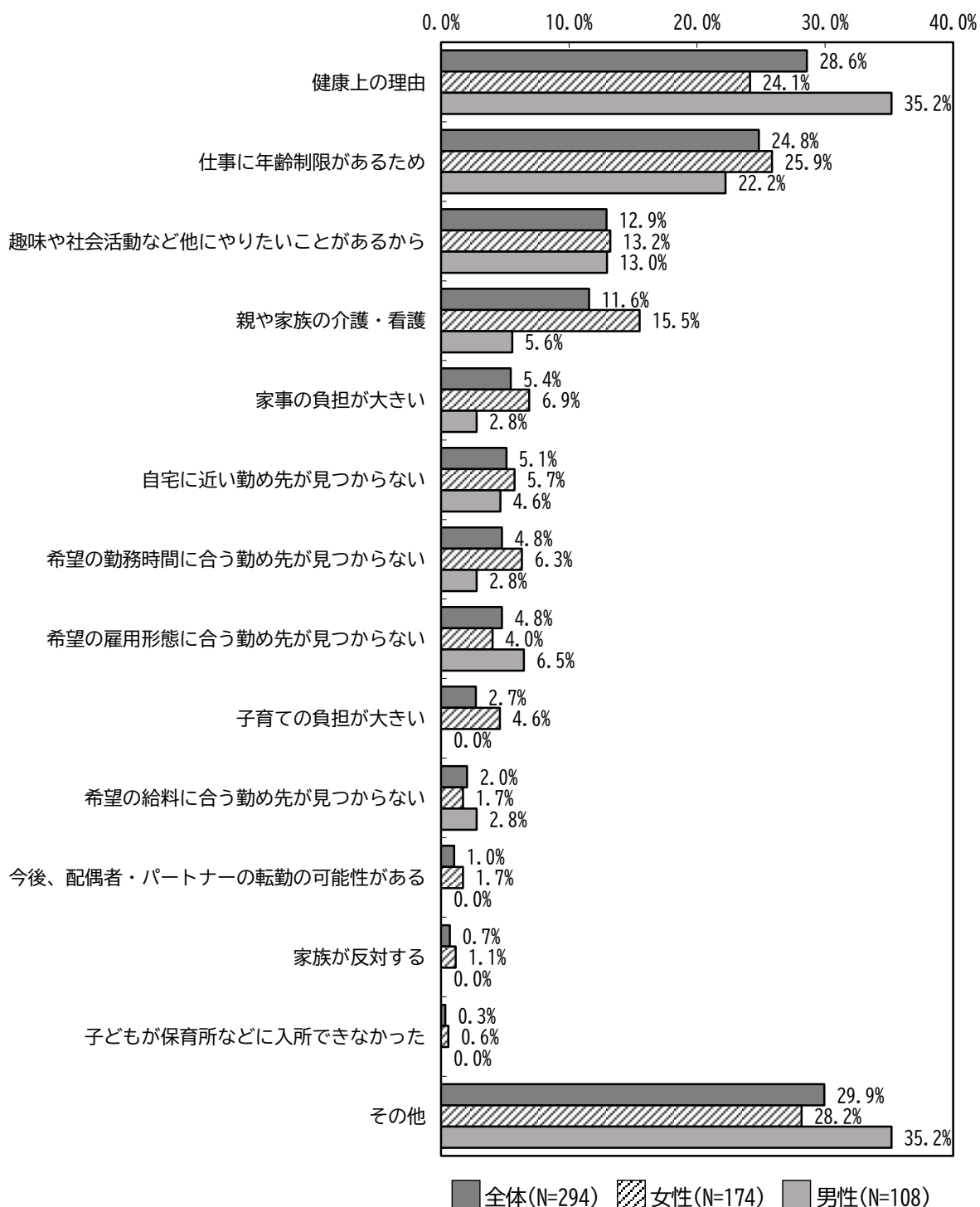
図表 男女共同参画に関する用語の認知



②女性が仕事を続けていくために必要なこと

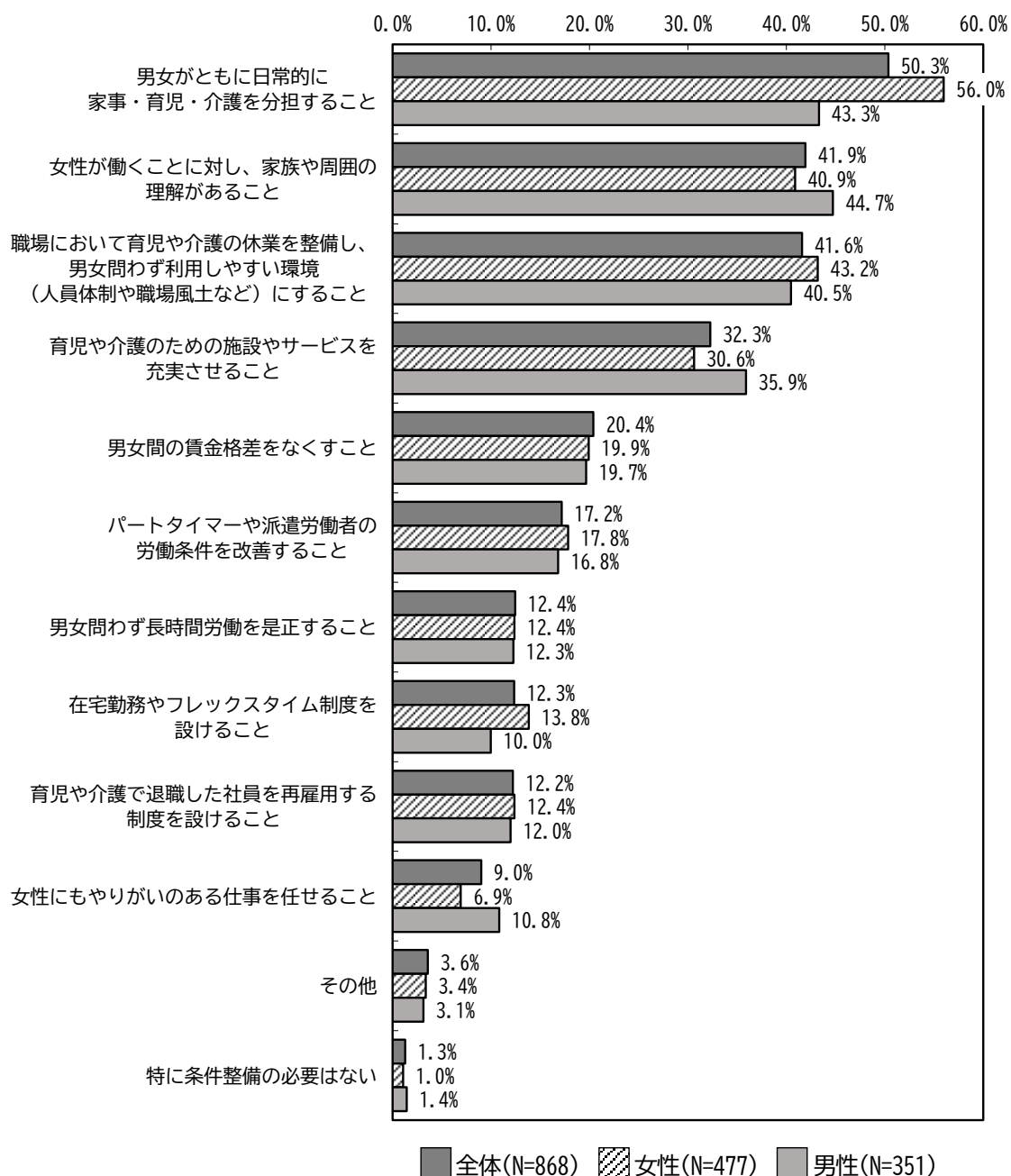
就労状況が「主に家事」または「無職」と回答された人の理由について、「健康上の理由」は男性が 11.1 ポイント高く、「親や家族の介護・看護」は女性が 9.9 ポイント高くなっています。

図表 就労状況が「主に家事」・「無職」の理由（性別）



女性が仕事を続けていくために必要なこととして、性別にみると、「男女がともに日常的に家事・育児・介護を分担すること」は、女性が12.7ポイント高い一方、「育児や介護のための施設やサービスを充実させること」は、男性が5.3ポイント高くなっており、男女の意識の差が目立ちます。

図表 女性が仕事を続けていくために必要なこと（性別）



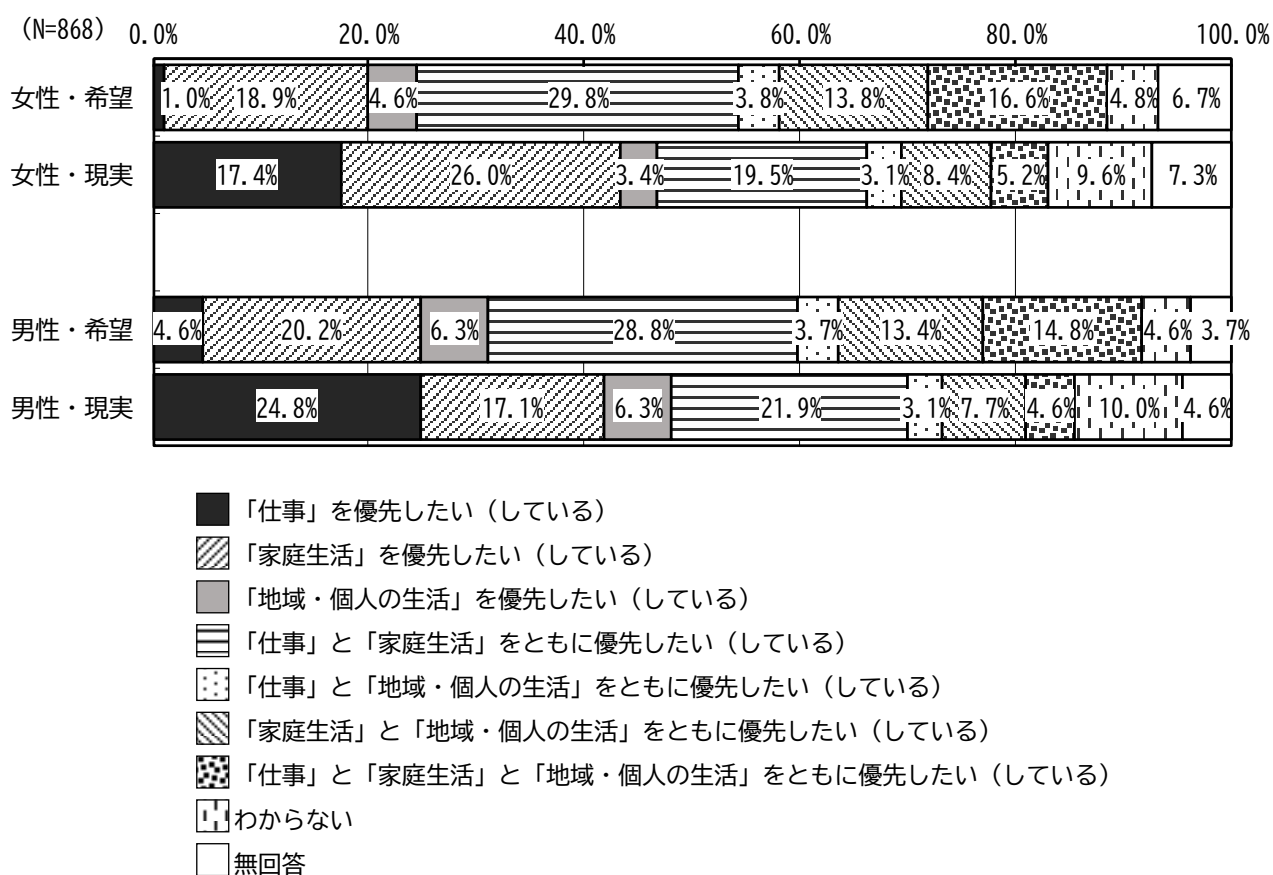
③ワーク・ライフ・バランス*について

生活の中での優先度について、女性の＜希望＞と＜現実＞での差をみると、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい（している）」、「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい（している）」は、＜現実＞が 10 ポイント以上低くなっています。

男性の＜希望＞と＜現実＞での差をみると、「『仕事』を優先したい（している）」は、＜現実＞が 20 ポイント以上高くなっています。

ともに、希望するワーク・ライフ・バランスを実現できていない状況がうかがわれます。

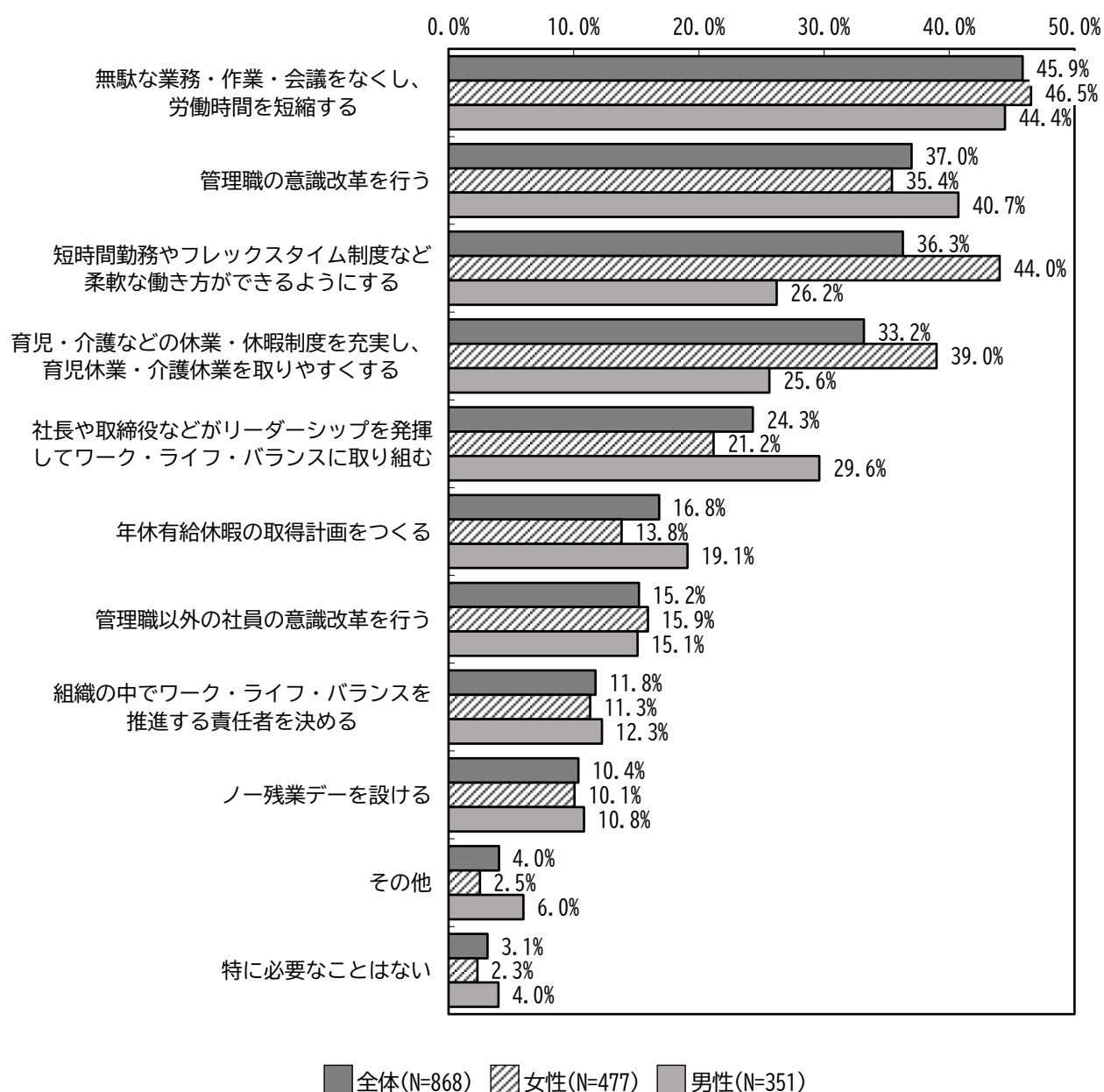
図表 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度（性別）



ワーク・ライフ・バランス実現のために必要な職場における取組について、性別でみると、男女とも「無駄な業務・作業・会議をなくし、労働時間を短縮する」が最も高く、次いで、女性では「短時間勤務やフレックスタイム制度*など柔軟な働き方ができるようにする」、「育児・介護などの休業・休暇制度を充実し、育児休業・介護休業を取りやすくする」、男性では「管理職の意識改革を行う」が4割前後となっています。

性別に比較すると、「短時間勤務やフレックスタイム制度など柔軟な働き方ができるようにする」は、女性が17.8ポイント高く、「社長や取締役などがリーダーシップを発揮してワーク・ライフ・バランスに取り組む」は男性が8.4ポイント高くなっています。

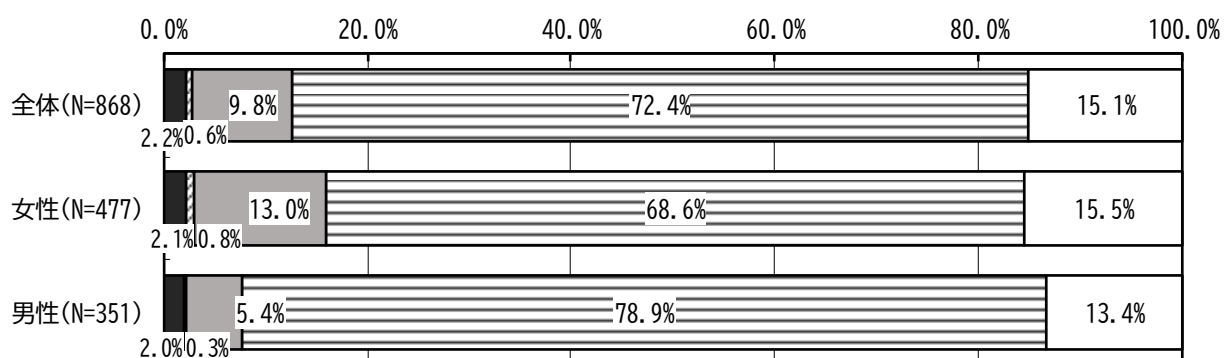
図表 ワーク・ライフ・バランス実現のために必要な職場における取組（性別）



④男女間の暴力やハラスメントについて

過去5年間にドメスティック・バイオレンス（DV）*を受けた経験がある人は、全体で2.8%となっており、「過去5年の間にDVを受けたことはないが、自分の周りに受けた（受けている）人がいる」は9.8%となっています。性別でみると、女性では、「過去5年の間にDVを受けたことはないが、自分の周りに受けた（受けている）人がいる」が13.0%で、男性と比べ7.6ポイント高くなっています。

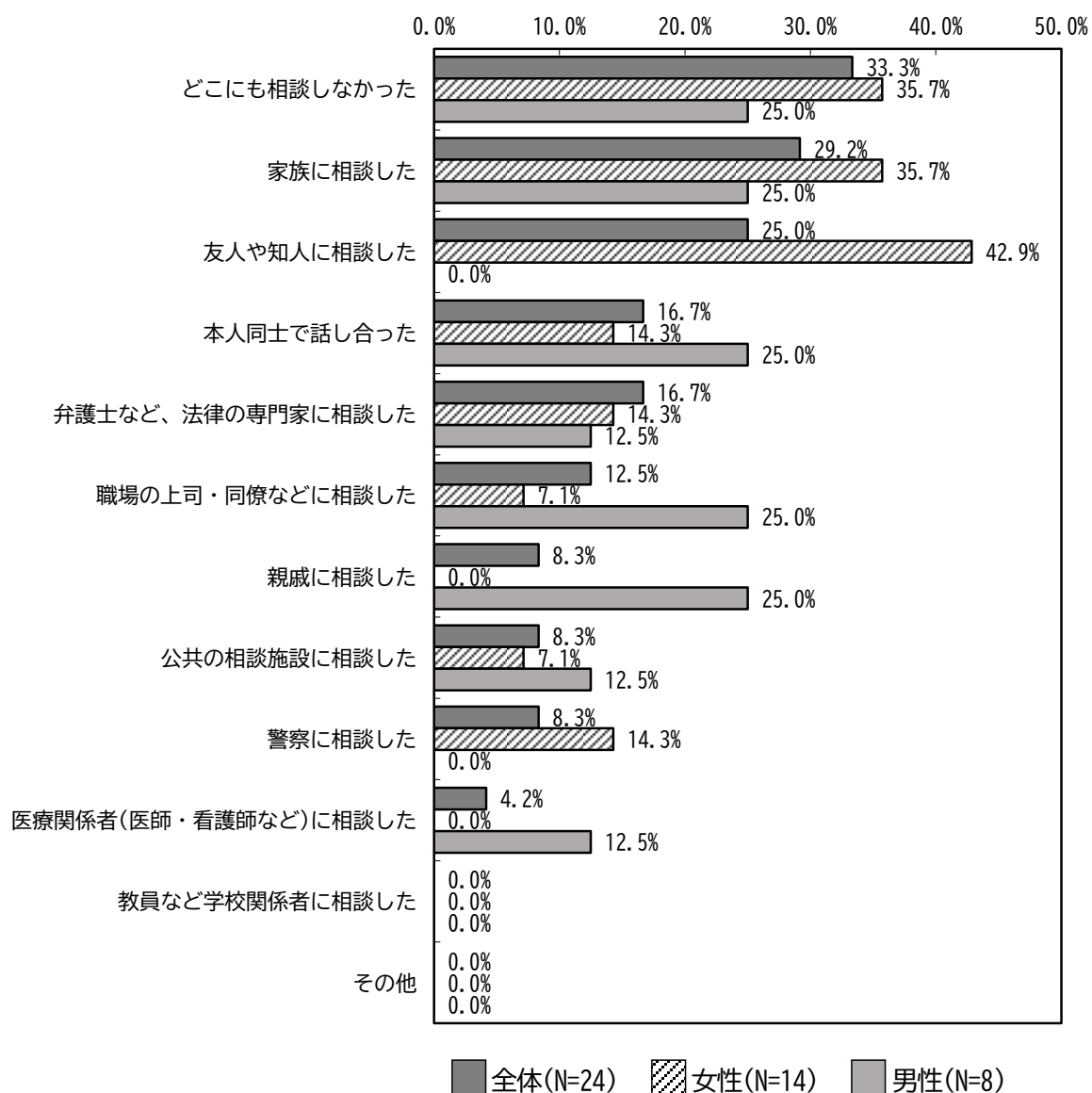
図表 ドメスティック・バイオレンスを受けた経験（性別）



- 過去5年の間にDVを受けたことがある
- ▨ 現在もDVを受けることがある
- 過去5年の間にDVを受けたことはないが、自分の周りに受けた（受けている）人がいる
- ▨ 過去5年の間にDVを受けたことはなく、自分の周りに受けた（受けている）人もいない
- 無回答

ドメスティック・バイオレンスへの対処方法について、全体でみると、「どこにも相談しなかった」が33.3%で最も高く、次いで「家族に相談した」（29.2%）、「友人や知人に相談した」（25.0%）となっています。

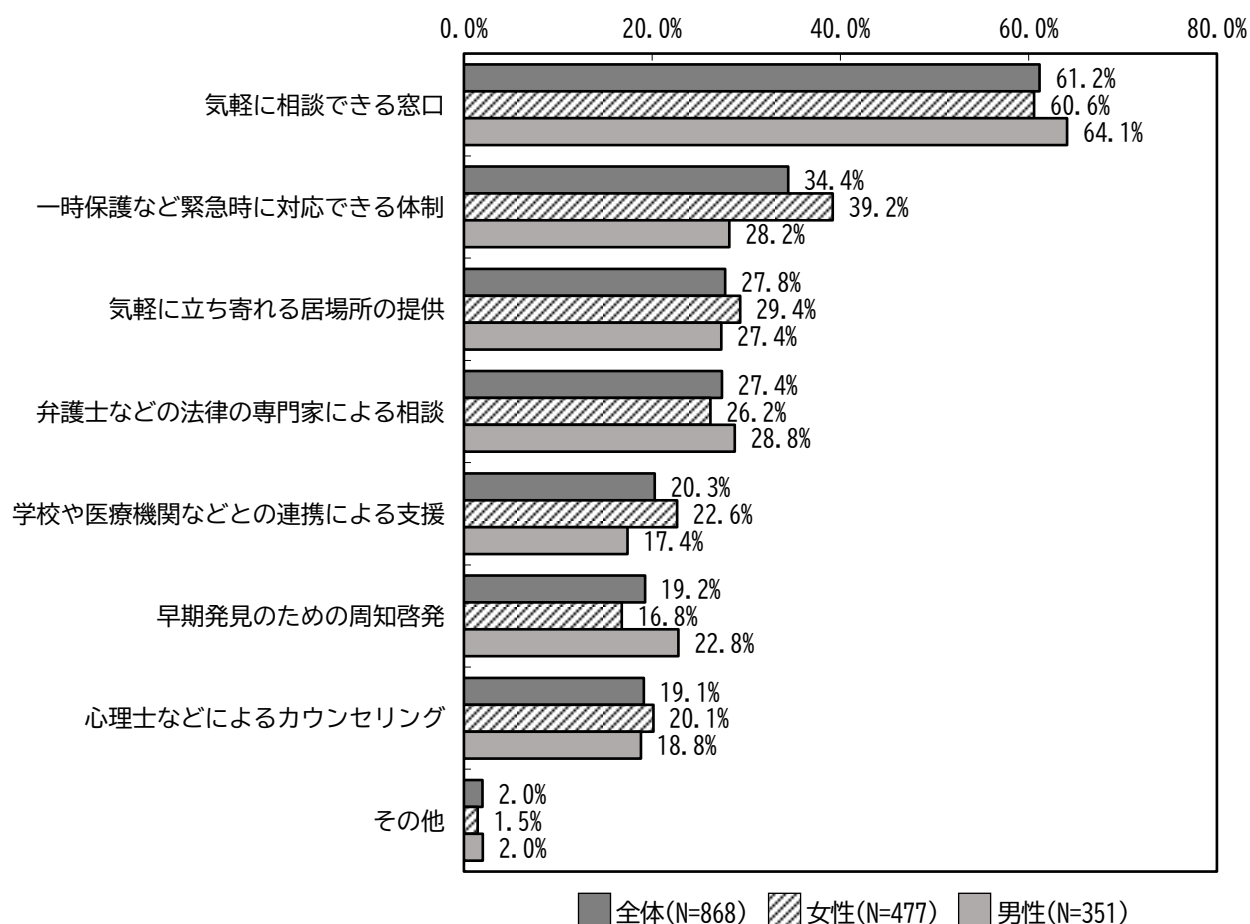
図表 ドメスティック・バイオレンスへの対処方法



セクシュアリティを理由とした問題に対する必要な支援について、性別でみると、男女とも「気軽に相談できる窓口」が最も高く、約6割となっています。

次いで、女性では、「一時保護など緊急時に対応できる体制」（39.2%）、「気軽に立ち寄れる居場所の提供」（29.4%）となっています。男性では、「弁護士などの法律の専門家による相談」（28.8%）、「一時保護など緊急時に対応できる体制」（28.2%）となっています。

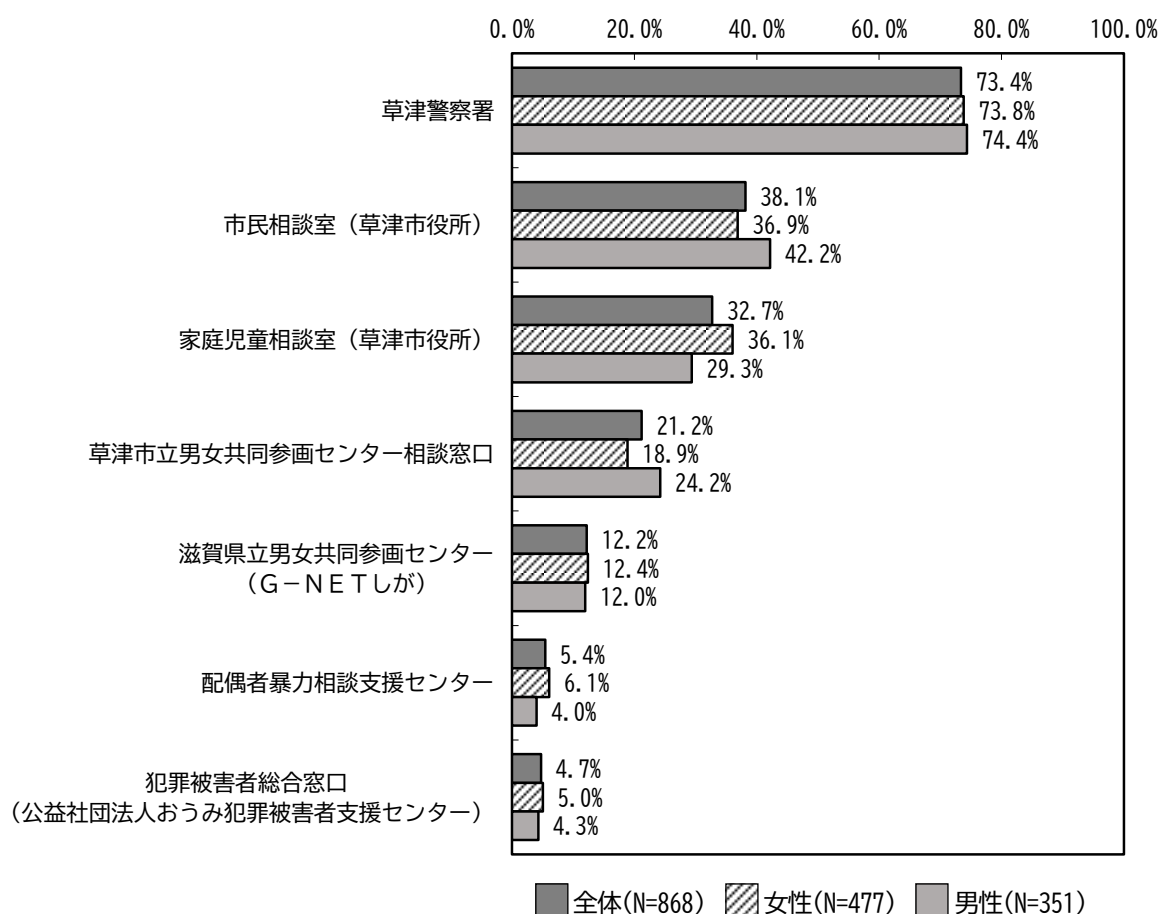
図表 セクシュアリティを理由とした問題に対する必要な支援（性別）



相談機関の認知度について、性別でみると、男女とも「草津警察署」が7割を占めています。次いで、「市民相談室（草津市役所）」、「家庭児童相談室（草津市役所）」が約3割から約4割となっています。

「草津市立男女共同参画センター相談窓口」は、男性が5.3ポイント高くなっています。

図表 相談機関の認知

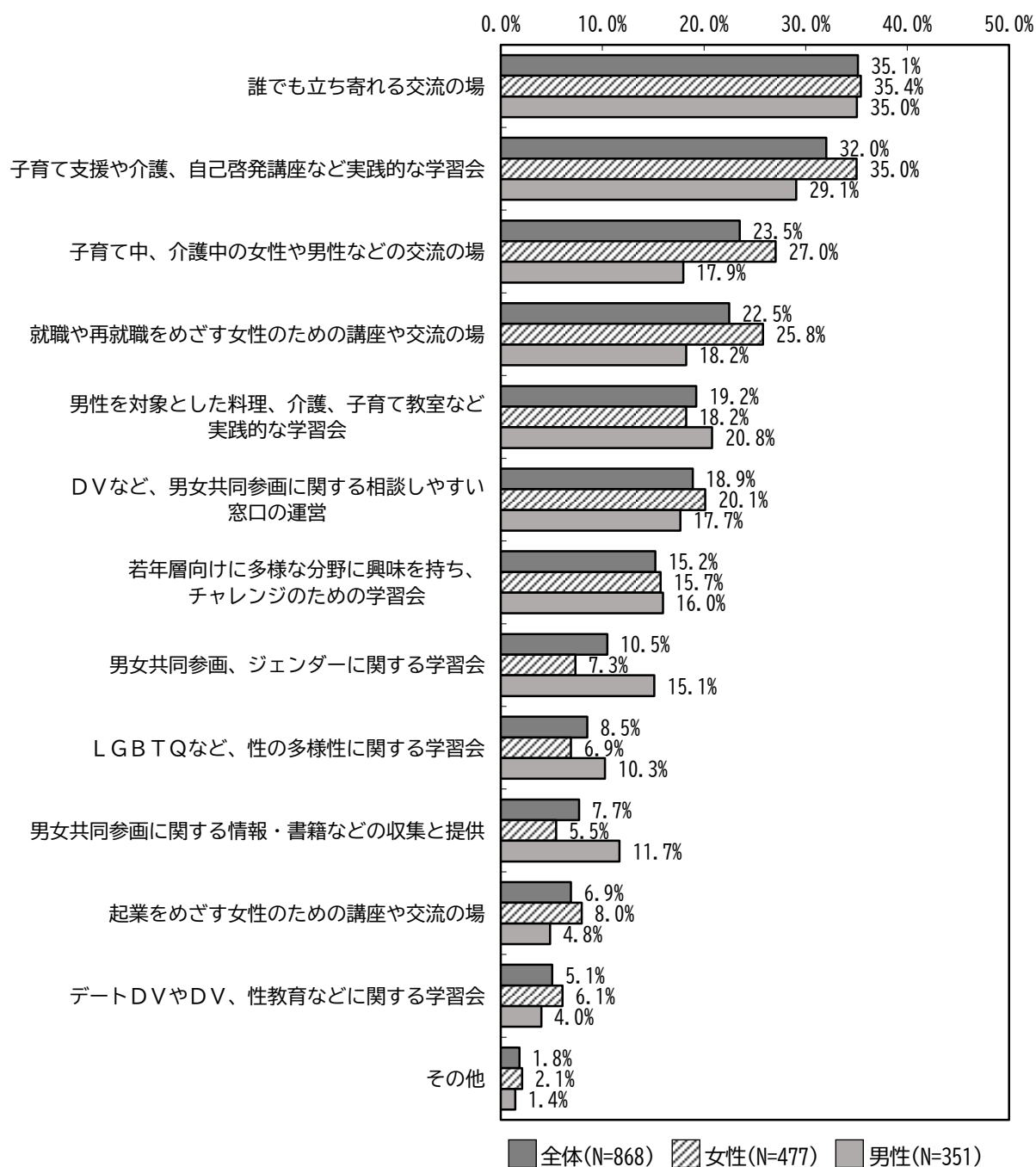


⑤市に求められる役割について

男女共同参画センターに期待する機能について、全体でみると、「誰でも立ち寄れる交流の場」が35.1%で最も高く、次いで「子育て支援や介護、自己啓発講座など実践的な学習会」(32.0%)、「子育て中、介護中の女性や男性などの交流の場」(23.5%)となっています。

性別でみると、男女とも上位2項目は全体と同じ結果となっています。多くの項目で女性の回答が高くなっていますが、「男女共同参画、ジェンダーに関する学習会」、「男女共同参画に関する情報・書籍などの収集と提供」は、男性が5ポイント以上高くなっています。

図表 男女共同参画センターに期待する機能（性別）

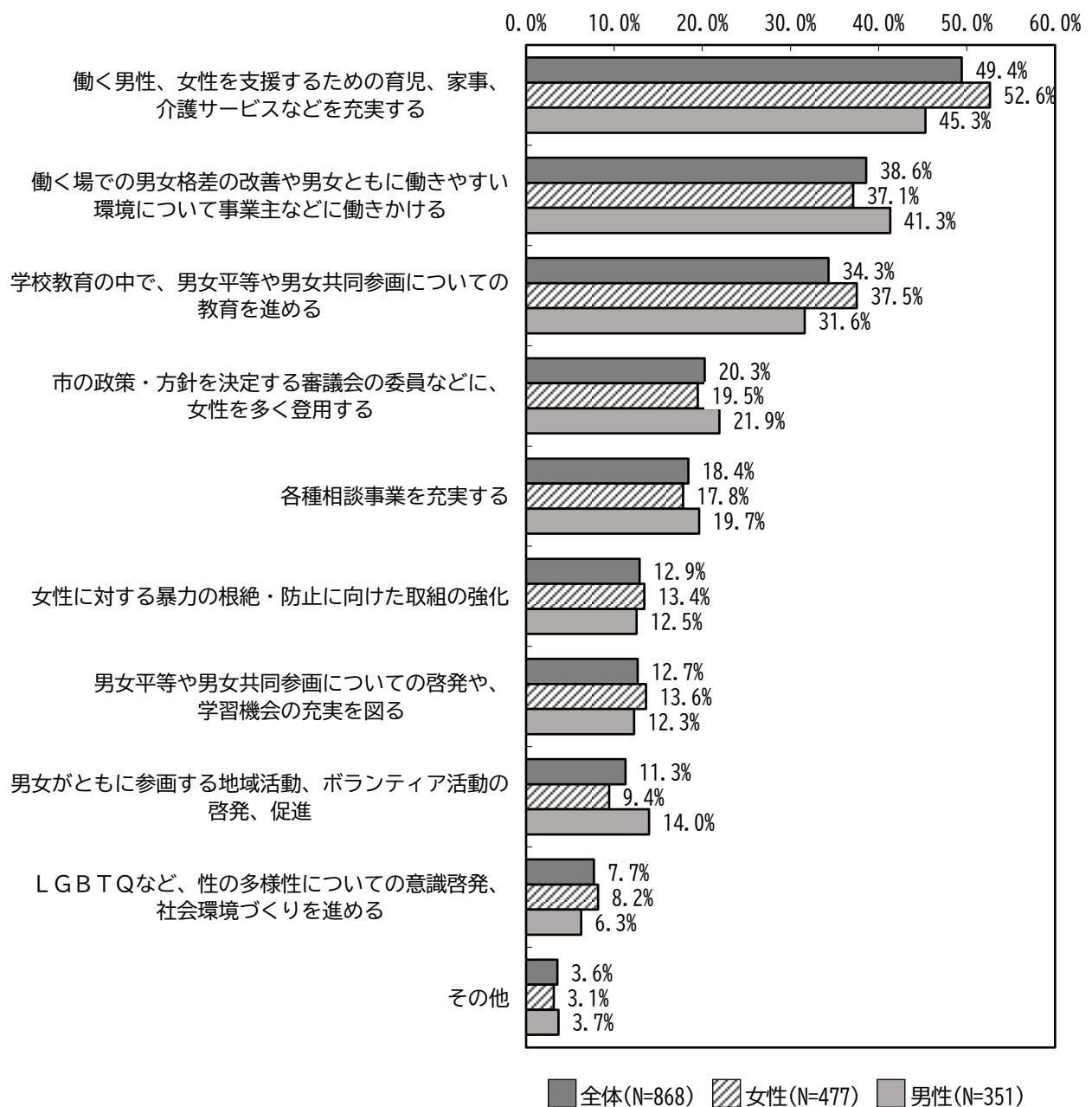


本市が男女共同参画社会の実現に向けて力を入れるべき取組について、性別で見ると、男女とも「働く男性、女性を支援するための育児、家事、介護サービスなどを充実する」が最も高く、約5割となっています。

次いで、女性では、「学校教育の中で、男女平等や男女共同参画についての教育を進める」(37.5%)、「働く場での男女格差の改善や男女ともに働きやすい環境について事業主などに働きかける」(37.1%)となっています。

男性では、「働く場での男女格差の改善や男女ともに働きやすい環境について事業主などに働きかける」(41.3%)、「学校教育の中で、男女平等や男女共同参画についての教育を進める」(31.6%)となっています。

図表 草津市が男女共同参画社会の実現に向けて力を入れるべき取組（性別）



● ● ● 課題 ●

①男女共同参画について

- 性別役割分担意識について、「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合は低くなり、全体として緩和しているものの、「政治分野」や「社会通念・慣習・しきたりなど」の分野では「男性が優遇されている」という意見が依然として多くあります。幅広い世代に対する啓発と学習機会の充実が継続して必要です。
- 広報による啓発や講座などの開催により男女共同参画推進条例の認知度は高くなってきていますが、令和6年度実施のアンケートでは「（名称は）聞いたことがあるが内容は知らない」が45.2%を占め、内容を含めて周知する必要があります。

②女性が仕事を続けていくために必要なこと

- 家事・育児・介護などの負担や就労機会の不足により、女性の就労が難しくなっています。女性のキャリア継続のために必要なこととして、男性の家事等への参画、職場の制度を利用しやすい環境、家庭内の役割分担意識の見直しを促すための取組が求められます。

③ワーク・ライフ・バランスについて

- 希望する生活と現実とのギャップが男女とも大きくなっています。柔軟な働き方ができる環境の整備に加えて、管理職層の意識変革や業務効率化を同時に進めることで、望ましいワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことが課題となっています。

④男女間の暴力やハラスメントについて

- ドメスティック・バイオレンスについて、被害者の約3割が相談を行っていない現状があります。「男女共同参画センター相談窓口」をはじめ、相談窓口の認知度を高め、困難を抱える方がどこかに繋がれるよう連携して取り組むことが必要です。
- セクシャリティを理由とした困難な問題に対する支援として、「気軽に相談できる窓口」と答える人が61.2%ありました。相談窓口である「男女共同参画センター相談窓口」の認知度は5年前の調査から増えているものの、21.2%であるため、相談窓口の周知がさらに必要です。

⑤市に求められる役割について

- 市に求められる取組については、育児、家事、介護サービスのさらなる充実や、事業所への働きかけ、学校教育が上位を占めています。また、センターに期待する役割として、誰もが気軽に利用できる交流機能や学習機能が多くなっています。

3. 第4次草津市男女共同参画推進計画の主な取組と課題

目標1. 男女共同参画の意識づくり

基本方針（1）意識啓発の推進

- ①広報くさつ・市ホームページ等を通じた啓発
- ②講演会や講座等の開催による学習機会の提供
- ③男女共同参画に関する情報の収集・提供
- ④男女共同参画の視点による表現媒体の点検

基本方針（2）教育の充実

- ⑤男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実
- ⑥性の多様性*を踏まえた学校教育環境の点検・改善
- ⑦教職員における男女共同参画に関する意識の醸成

〈主な取組〉

- 広報くさつ、市ホームページ、SNS*等を活用した啓発を行うとともに、男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」を作成し、転入者世帯や市内事業所、市内施設等に配布して広く周知を図りました。
- 市民を対象とした講演会を実施し、幅広い世代に学びの機会を提供した他、ジェンダーに関する学習会を開催し、男性や親子で学べる機会の提供も行いました。また、「デートDV*防止・性の健康教育」が小・中・高校で実施されるよう各学校に対し周知および働きかけを行いました。
- 小中学校において、道徳科、家庭科等で県発行の副読本の活用等により、男女共同参画についての教育・啓発を行いました。また、中学校では職場体験等によりキャリア教育*を実施しました。
- 性の多様性*を尊重し、教職員個々の理解を深めるため、教職員の研修を進めました。

● ● ● 課 題 ●

- 男女共同参画意識の啓発と併せて条例の周知に取り組んできましたが、条例の趣旨や基本理念等について知っていただけるよう更に啓発していく必要があります。
- フォーラムやジェンダーに関する学習会等の機会を通じて、より多くの方に、また様々な世代の方に男女共同参画について考えていただけるよう学びの機会を多く提供していく必要があります。
- 教職員に対する研修では、男女共同参画や性の多様性、ハラスメント防止に関する研修を引き続き行い、さらに理解を深める必要があります。

目標2. 男女がともに自立して生きるための条件づくり

基本方針（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

⑧働き方改革*、ワーク・ライフ・バランスについての啓発、男性の育児休業等の取得の推進

基本方針（4）多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実

⑨子育て支援の充実

⑩ひとり親家庭への支援

⑪高齢・障害者家庭への支援

〈主な取組〉

- 滋賀県と連携してワーク・ライフ・バランスの啓発に取り組みました。また、市内事業所に対し、滋賀県女性活躍推進企業認証制度について啓発を行いました。
- 共働き世帯の増加を踏まえ、児童育成クラブの計画的な整備と病児保育送迎サービスをはじめとする子育て支援を拡充しました。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター*の制度の周知を行い、利用を促進しました。
- ひとり親家庭に対して相談支援を実施し、医療費の助成を行いました。
- 各種高齢者在宅福祉サービスや認知症高齢者等見守り体制の充実を図りました。障害福祉分野では、利用ニーズの高い短期入所や日中一時支援等のサービスを提供しました。

● ● ● 課題 ●

- ワーク・ライフ・バランスの推進のために、今後も継続して県と連携しながら啓発に取り組む必要があります。また、男性の育児や介護休業等の取得促進に努め、家庭生活への参画と啓発を進める必要があります。
- 増加が見込まれる児童育成クラブの整備を進めるとともに、子育て世帯のニーズを的確に把握し、職場環境や子育て支援の一層の充実を図る必要があります。
- 社会の変化に応じて、ひとり親家庭の支援ニーズは多様化、複雑化しており、支援員の資質の向上や、関係課との連携強化による相談体制の充実が必要です。
- 高齢者家庭への支援については、サービスを必要とする高齢者やその家族が必要な時に適切に利用できるよう、各種サービスについての周知・啓発を継続していく必要があります。
- 障害福祉サービスの短期入所は利用ニーズが非常に高いことから、利用ニーズに対応できるようサービスの充実が必要です。

目標3. 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

基本方針（５）さまざまな課題・困難を抱える人々への支援

- ⑫相談体制の充実（女性総合相談）と認知
- ⑬DVの防止およびDV被害者の自立に向けた支援
- ⑭関係窓口・機関との連携強化

基本方針（６）性と健康の尊重

- ⑮性を理解・尊重するための教育、啓発
- ⑯性を踏まえた健康づくりの支援
- ⑰性暴力、ストーカー行為、セクハラ*等の防止に向けた啓発と相談
- ⑱性の多様性を踏まえた啓発や相談、環境づくり

〈主な取組〉

- 女性専用カウンセリング事業を新たに実施し専門家による相談機会の充実を図りました。また、相談時の託児を実施して、相談しやすい環境を整えました。
- DV 被害の相談については、関係機関と連携を図り、被害者の保護とその後の自立に向けた支援を行いました。
- 女性のための「あい・ふらっとサロン」の実施や生理用品の配布等により女性の孤立解消を図るとともに必要な支援へ繋ぎました。
- 学校向けのデート DV 防止・性の健康教育をテーマとした講師の派遣や、保護者向けに性教育講座を実施しました。
- 幼児期のこどもに向けて、「命の大切さ」や「プライベートゾーン*」について絵本や保健指導を通して伝えました。小中学校では、こどもの発達段階に合わせた性教育を行いました。
- 性暴力やセクハラ等の防止について学校で研修を実施しました。
- 多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を開始しました。また、性の多様性の理解促進のための周知・啓発を行いました。

● ● ● 課題 ●

- 困難な問題を抱える方と繋がれるように、相談窓口について更なる周知を行い、関係機関と連携して相談・支援を継続して実施する必要があります。
- 性を理解・尊重するための教育、啓発については、親も学び、小さい頃からこどもに伝える必要があることから、保護者に向けた学習機会の提供が必要です。また、ICT機器の普及により、こどもが性に対する誤った知識を得やすい環境にあるため、こどもの様子等からその実態を把握する必要があります。
- 子宮頸がん、乳がん検診の受診勧奨等の性を踏まえた健康づくりの支援が継続して必要です。
- 性暴力・ストーカー行為・セクハラ等の防止や性的マイノリティに対して理解が深まるよう啓発を続けるとともに、相談窓口の周知や相談しやすい環境の整備が必要です。

目標4. 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり

基本方針（7）男女共同参画の地域づくり

- ①コミュニティ活動における男女共同参画の促進
- ②地域防災における男女共同参画の推進
- ③草津市立男女共同参画センターの運営

基本方針（8）男性の家庭生活への参画促進

- ④男性の家事、育児、介護等への参画促進

基本方針（9）女性の活躍推進

- ⑤女性の活躍推進に向けた気運の醸成
- ⑥女性の職業能力の開発と就業のための支援
- ⑦市民活動団体および女性リーダーの育成
- ⑧政策・方針決定の場への女性の参画促進

〈主な取組〉

- コミュニティ活動において女性の参画が進むよう、啓発紙等で周知・啓発を行うとともに、まちづくり協議会に各審議会等への女性の参画依頼を行いました。また、自主防災組織や避難所運営の女性の参画について、防災講座等で意識向上を図りました。
- 男女共同参画センターを拠点に市民団体と協働し、男女共同参画推進フォーラムや各種講座を開催して意識向上を図りました。
- 男性の家事・育児・介護等への参画についての啓発や学習会を行いました。
- 多様で柔軟な働き方を実現し、女性の活躍が推進するように、市内事業所に対し訪問や啓発紙により啓発を行いました。
- 起業・再就職等、新たな一步を踏み出したい女性のチャレンジを応援するため、起業等に関する講座を実施し人材育成を図りました。

● ● ● 課題 ●

- 地域役員等の女性参画促進のため、引き続き周知・啓発が必要です。また、災害時における学区災害対策本部の組織化や避難所運営について、男女双方の目線を取り入れる必要があります。
- 市民が利用しやすい男女共同参画の拠点として、男女共同参画センターの認知度をさらに上げていく必要があります。
- 育児・介護休業を実際に取得できる企業の環境整備が進むよう、啓発が必要です。
- 女性の就業・起業を支援するため、関係機関と連携した情報提供や相談対応、講座等の開催に引き続き取り組む必要があります。
- 女性の審議会等での割合 50%を目指し、引き続き啓発が必要です。

4. 数値目標の達成状況

【1】男女共同参画の意識づくりにおける①草津市男女共同参画推進条例の浸透割合については数値目標を達成し、また③男女共同参画に関する研修等の開催回数および参加者数については数値目標を達成見込ではありますが、目標に達していない事業もあり、第4次後期計画において一層の進捗を図る必要があります。

目標	(上段) 項目	担当課	実績値		見込値	目標値
	(下段) 設定理由		(令和3年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和7年度)
【1】 男女共同参画の意識づくり	①草津市男女共同参画推進条例の浸透割合◆ 条例が周知され、浸透しているかの目安とします。	男女共同参画センター	—	58.8%	—	50.0%以上
	②「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合◆ 性別役割分担意識の変化の目安とします。	男女共同参画センター	—	25.8%	—	25.0%以下
	③男女共同参画に関する研修等の開催回数および参加者数 意識啓発の機会の提供状況の把握をします。	男女共同参画センター	4回・189人	17回・482人	15回・570人	12回・550人以上
	④教職員における男女共同参画およびハラスメントに関する研修の参加者数および参加率 教職員における意識の醸成のための取組状況の把握をします。	学校教育課 児童生徒支援課	2,867人・77%	2,285人・74%	2,321人・70%	2,600人・90%以上
	⑤25～44歳における女性の就業率◇ 女性の就業状況の目安とします。	男女共同参画センター	—	—	63.7% (令和2年国勢調査)	76.9%以上
【2】 男女がともに自立して生きるための条件づくり	⑥女性の正社員率（家族従業員や自営業を除く）◇ 非正規から正規雇用への転換が進んでいるかの目安とします。	男女共同参画センター	—	—	44.7% (令和2年国勢調査)	48.7%以上
	⑦滋賀県女性活躍推進企業に認証（一つ星以上）されている市内事業所の数 ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に取り組む企業を把握します。	男女共同参画センター	17社	24社	26社	36社以上
	⑧待機児童数（4月1日時点） 就業等の子育て世代の保育ニーズに応じた定員確保が進んでいるかの目安とします。	幼児課	0人	17人	48人	0人
	⑨「女性の総合相談」および「DV相談」の相談（対応）延件数 件数を把握し、今後の相談体制や周知方法等の推進につなげます。	男女共同参画センター	310件 (内DV100件)	272件 (内DV15件)	348件	510件 (内DV120件)
【3】 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	⑩男女共同参画センターの「女性の総合相談窓口」を知っている人の割合◆ 相談窓口の周知が進んでいるかの目安とします。	男女共同参画センター	—	21.2%※1	—	60.0%以上
	⑪DVの対処方法として「どこにも相談しなかった」人の割合◆ DVに関する認識が深まり、相談体制等対策が進んでいるかの目安とします。	男女共同参画センター	—	33.3%※2	—	26.3%以下
	⑫市の乳がんの検診受診率（40歳以上） 女性の健康づくり支援の進捗の目安とします。	健康増進課	11.2%	11.8%	11.8%	15.0%以上
	⑬市の子宮頸がんの検診受診率（20歳以上） 女性の健康づくり支援の進捗の目安とします。	健康増進課	13.3%	14.3%	14.3%	17.4%以上

◆男女共同参画センターが5年ごとに実施するアンケート調査結果より（実施年度：令和元年度・令和6年度）

◇国勢調査結果より（実施年度：令和2年度。5年ごとの実施であるため、令和6年度実績はなし）

※1 令和6年度の調査では、「草津市男女共同参画センター相談窓口」を知っている人の割合

※2 令和6年度の調査は過去5年にDVを受けたことがある、または現在も受けることがある人に限定

目標	(上段) 項目	担当課	実績値		見込値	目標値 (令和7年度)
	(下段) 設定理由		(令和3年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	
【4】 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり	⑭男女の不平等感について「社会通念・習慣・しきたりなど」で平等であるとする市民の割合◆ (「平等」と回答された割合) 社会通念・習慣・しきたりなどについて男女共同参画が推進されているかの目安とします。	男女共同参画センター	—	9.9%	—	19.0%以上
	⑮女性の代表または副代表のいる町内会、行連区の割合 地域活動等での男女共同参画の推進状況の目安とします。	男女共同参画センター まちづくり協働課	30.0%	21.3%	25.2%	31.0%以上
	⑯平日の家事に関する生活時間の男女の差(平日の家事に要する平均時間)◆ 男性の家庭生活への参画の目安とします。	男女共同参画センター	—	2時間3分	—	1時間28分以下
	⑰男性の家事・育児・介護への参画促進研修や講座の開催回数および参加者数 男性の家庭生活への参画促進の機会の提供状況の把握をします。	男女共同参画センター	1回・24人	5回・64人	3回・41人	10回・200人以上
	⑱市全体の審議会等における女性委員の割合 政策・方針決定過程への女性の参画(女性の登用)が進み、男女の視点が反映されているかの目安とします。	男女共同参画センター まちづくり協働課	40.0%	42.0%	42.9%	50.0%

◆男女共同参画センターが5年ごとに実施するアンケート調査結果より(実施年度:令和元年度・令和6年度)

第3章 第4次後期計画の基本的な考え方

1. 基本理念と目指す方向、目標

(1) 基本理念と目指す方向

市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまち草津を実現するため、「草津市男女共同参画推進条例」において掲げる8つの基本理念および目指す方向「男女（誰も）がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち 草津」を第4次後期計画においても引き継ぎます。

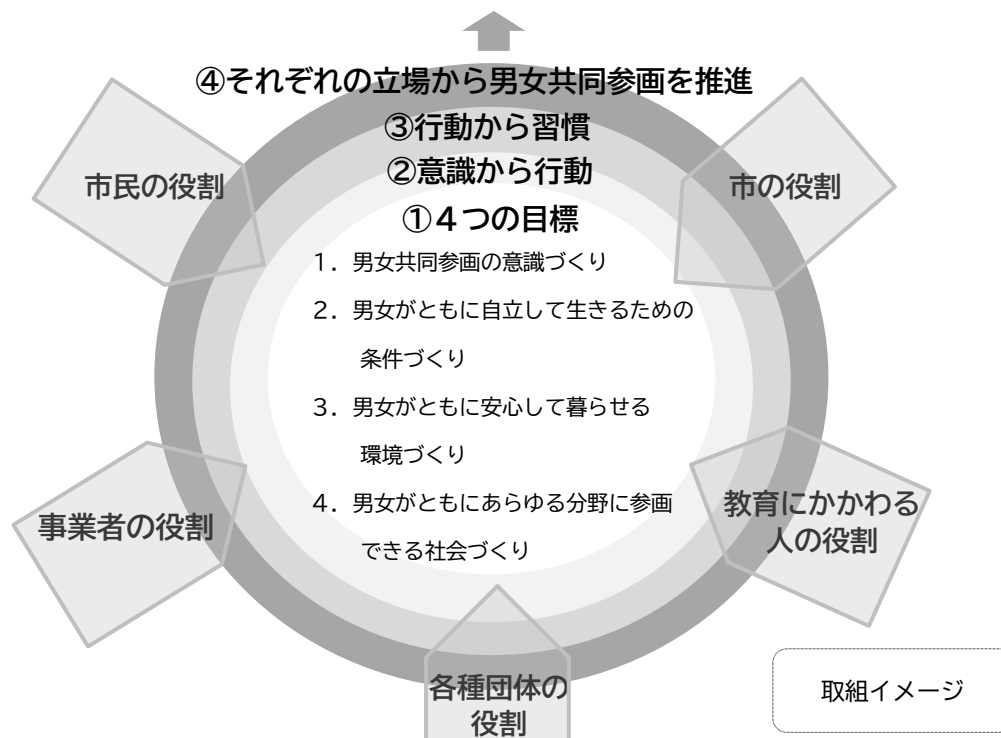
基本理念～「草津市男女共同参画推進条例」の8つの基本理念～

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①男女（あらゆる人）の人権の尊重 | ⑤家族の構成の多様性の尊重 |
| ②社会の制度や慣行の見直し | ⑥生涯にわたる健康な生活の営み |
| ③方針立案や決定への参画機会の確保 | ⑦セクハラとDVの根絶 |
| ④家庭生活と社会生活の両立 | ⑧国際社会の取組との同調 |

目指す方向

男女（誰も）がともに喜びと責任を分かち合う
協働のまち 草津

「男女（誰も）がともに喜びと責任を分かち合う
協働のまち 草津」の実現



(2) 4つの目標

「男女（誰も）がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち 草津」の実現をめざすための目標は、第4次草津市男女共同参画推進計画の枠組みを保ちつつ、内容を発展的に見直します。

◇目標1. 男女共同参画の意識づくり

誰もが男女共同参画社会の実現を目指し、誰もが個人としての尊厳および人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、また、性別による固定的な役割分担や制度、慣行が社会における活動の自由な選択に影響を及ぼすことがないように、男女共同参画の意識啓発に取り組みます。

◆基本方針	(1) 意識啓発の推進
	(2) 教育の充実

◇目標2. 男女がともに自立して生きるための条件づくり

誰もが相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動と、職業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。また、就学や家庭環境が変化した場合も自立した生活ができ、多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを進めます。

◆基本方針	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進
	(4) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実

◇目標３．男女がともに安心して暮らせる環境づくり

性別による人権侵害は男女共同参画の実現を阻害する行為であり、セクハラや性暴力、ストーカー行為、DVなどの犯罪行為を含む暴力行為、あるいは性的マイノリティ*への差別的な取扱いが個人の尊厳を侵すことを認識し、その根絶を目指します。また、さまざまな課題・困難を抱える方や、女性であることで直面する困難な問題を抱える女性*（そのおそれのある女性を含む。）に対する相談・支援については、関係機関との連携をより強化しながら取り組みます。さらに、男女が対等な関係のもとに、互いの性について理解を深め、妊娠および出産に関し、自己の決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう健康づくりに取り組みます。

◆基本方針	（５）さまざまな課題・困難を抱える人びとへの支援
	（６）性と健康の尊重

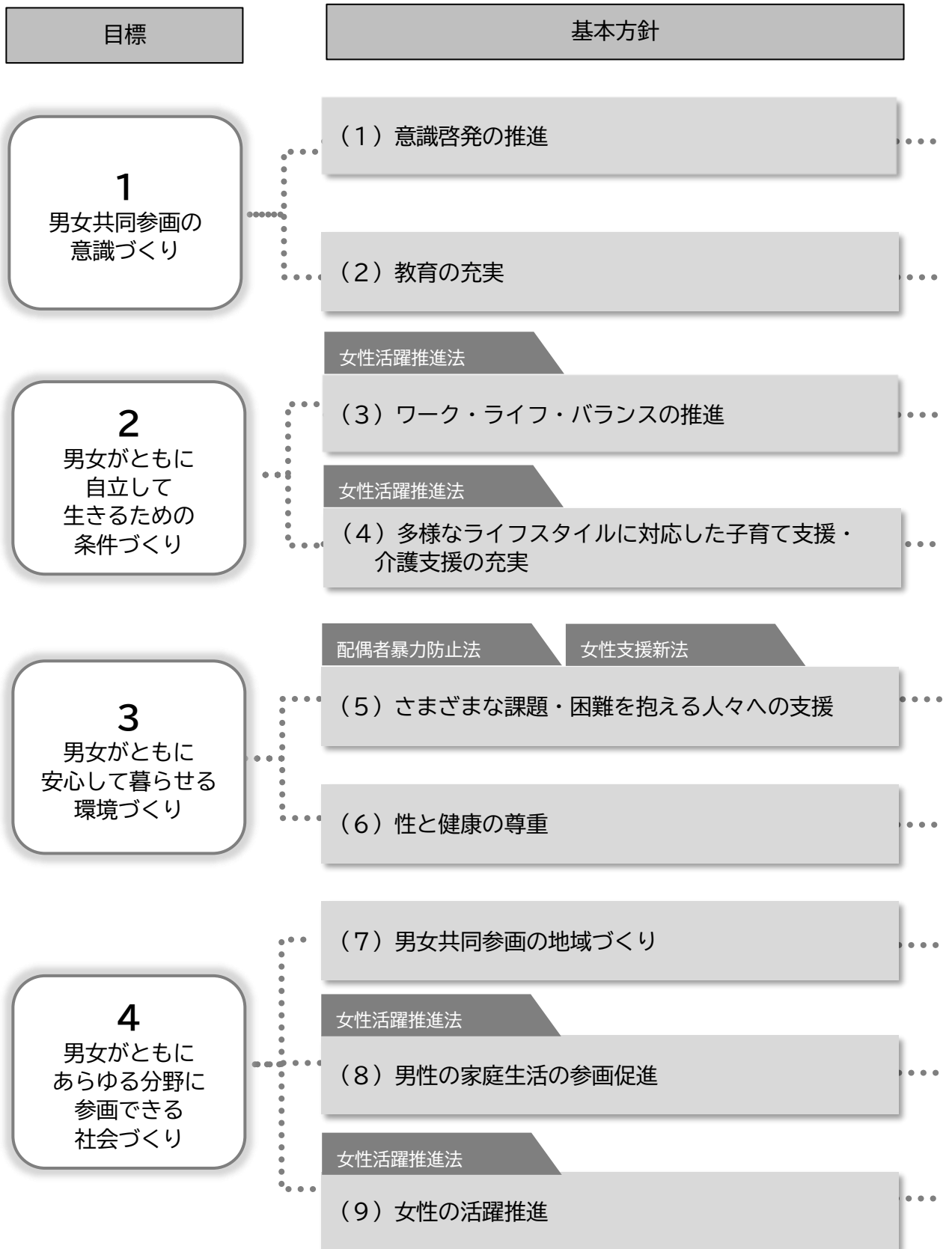
◇目標４．男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり

男女共同参画センターを拠点として、誰もが性別にかかわらず、対等に、方針の立案、および決定の機会に参画することができるよう、あらゆる分野の政策・方針決定の場での男女共同参画を進めます。また、女性がさまざまな分野において、その個性と能力を十分に発揮し活躍することができるようポジティブ・アクション*として女性の活躍推進に取り組みます。

◆基本方針	（７）男女共同参画の地域づくり
	（８）男性の家庭生活の参画促進
	（９）女性の活躍推進

2. 施策体系

市においては、計画の目標を踏まえて、基本方針を次の9つに整理し、諸施策を進めていきます。



施策

- 1 広報くさつ・市ホームページ等を通じた啓発
- 2 講演会や講座等の開催による学習機会の提供
- 3 男女共同参画に関する情報の収集・提供
- 4 男女共同参画の視点による表現媒体の点検

- 5 男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実
- 6 性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善
- 7 教職員における男女共同参画に関する意識の醸成

- 8 働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについての啓発、育児・介護休業等の取得の推進

- 9 子育て支援の充実
- 10 ひとり親家庭への支援
- 11 高齢・障害者家庭への支援

- 12 関係機関と連携した相談支援の充実と周知
- 13 DVの防止およびDV被害者の自立に向けた支援
- 14 関係窓口・機関との連携強化

- 15 性を理解・尊重するための教育、啓発
- 16 性を踏まえた健康づくりの支援
- 17 性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発と相談
- 18 性の多様性を踏まえた啓発や相談、環境づくり

- 19 コミュニティ活動における男女共同参画の促進
- 20 地域防災における男女共同参画の推進
- 21 草津市立男女共同参画センターの運営

- 22 男性の家事、育児、介護等への参画促進

- 23 女性の活躍推進に向けた気運の醸成
- 24 女性の職業能力の開発と就業のための支援
- 25 市民活動団体および女性リーダーの育成
- 26 政策・方針決定の場への女性の参画促進

第4章 具体的な取組

1. 目標ごとの取組

目標1 男女共同参画の意識づくり

基本方針（1）意識啓発の推進

- 「男女共同参画についてのアンケート調査」結果では、男女の不平等感は根強く、「政治分野」と「社会通念・慣習・しきたりなど」で「男性が優遇されている」と考える人が多いことがわかりました。固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見と固定観念を解消していくとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、意識啓発を図るとともに、広報の表現について点検します。
- 本市の男女共同参画に関する取組の周知はもとより、世界、国、県の動向についても積極的に情報を収集し提供します。

施策番号	施策	取組内容	担当課
1	広報くさつ・市ホームページ等を通じた啓発	○男女共同参画推進条例に定める基本理念や女性に対する暴力をなくす運動等について、意識啓発に努めるとともに、多世代に情報が届くよう工夫しながら発信します。	男女共同参画センター
2	講演会や講座等の開催による学習機会の提供	○市内小・中・高等学校や市民を対象とした男女共同参画に関するセミナーや講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。	男女共同参画センター
3	男女共同参画に関する情報の収集・提供	○男女共同参画についてのアンケート調査を定期的に実施し、市民の意識の変化を把握します。 ○世界、国、県の動向について積極的に情報収集、提供を行います。また、SDGsについての啓発を行います。	男女共同参画センター
		○男女共同参画に関する図書について適切な収集・整理を行い、市民等に提供するとともに、男女共同参画センターと連携しながら図書の展示等により情報提供を行います。	図書館 南草津図書館
4	男女共同参画の視点による表現媒体の点検	○男女共同参画の視点に立ち、広報くさつ・市ホームページ等の点検を行います。	広報課
		○屋外広告物について、申請書や現地確認等により、不適切な表現がないことの確認を行います。	都市計画課

基本方針（２）教育の充実

- 学校教育を通じて、男女平等、男女共同参画の考え方の浸透を図るとともに、将来を見通した自己形成をするためのキャリア教育を推進します。性の多様性を含む社会の動きや考え方が絶えず変化していることから、それらを踏まえた教材の充実を図ります。
- 性的マイノリティのこどもたちの人権を尊重するため、学校教育環境の点検、改善を行います。
- 教職員が男女共同参画の視点に配慮して施策・教育の推進を図れるよう、男女共同参画に関する研修を実施します。

施策番号	施策	取組内容	担当課
5	男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実	○全小中学校において、道徳科、家庭科、総合的な学習などで、児童・生徒へ男女共同参画についての教育を行います。	児童生徒支援課
		○こどもたちが社会人、職業人として自立していけるよう、小中学校において男女共同参画の視点をもったキャリア教育を推進します。また、性別にとらわれず、多様な進路選択ができるよう配慮した指導を行います。	男女共同参画センター 学校政策推進課
		○デートＤＶ防止、性の健康教育等こどもの成長段階に応じた学習機会を提供します。	男女共同参画センター
6	性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善	○学校教育環境・内容を点検し、性的マイノリティへの配慮が必要な点、合理的理由がなく男女の別が残されている状況の改善を図ります。	教育総務課 児童生徒支援課
7	教職員における男女共同参画に関する意識の醸成	○男女共同参画に関する意識を高めるための研修およびハラスメント防止、児童生徒への性暴力の防止に関する研修や情報提供等を行います。	学校教育課 児童生徒支援課

目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり

基本方針（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男女がともに育児・介護等を理由に仕事を辞めることなく働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男性の育児休業取得の促進や、家事、育児、介護等への男性の参画を進め、男女がともに行う機運の醸成を図ります。
- 育児・介護休業等を利用しやすい職場環境の実現を促進します。
- 社会状況や家庭環境が変化した場合も自立した生活ができる多様で柔軟な働き方の実現を目指します。

施策番号	施策	取組内容	担当課
8	働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについての啓発、育児・介護休業等の取得の推進	○DX*を活用した働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについて啓発します。 ○テレワーク*の活用等多様で柔軟な働き方に向けた取組を推進します。 ○男女が日常的に家事・育児・介護等をともに行う意識を啓発します。 ○育児・介護等の休業制度の整備および利用しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。特に、男性の育児休業等の取得推進について啓発します。	男女共同参画センター 商工観光労政課 職員課

基本方針（４）多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実

- 子育て支援、ひとり親家庭への支援、高齢・障害福祉サービス等を充実し、出産・保育・育児や介助・介護等に伴う家庭の負担を軽減することにより、「楽しい子育て」「行き詰まらない介助・介護」を支えるとともに、誰もが安心して仕事や地域活動に参画できる環境づくりを進めます。
- 市民の家族構成やライフスタイルに配慮し、子育てや介護の多様なニーズに対応できるよう取り組みます。

施策番号	施策	取組内容	担当課
9	子育て支援の充実	○児童育成クラブや病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなど、子育て支援の充実を図ります。	こども若者政策課 子育て相談センター
		○多様な保育ニーズや保護者の就労状況等に対応するため、少子化傾向と保育ニーズの変化を見極め、保育士の確保と併せて施設整備を進めます。	幼児施設課
		○子育てにおいて孤立することなく安心して楽しんで子育てできるよう「切れ目のない子育て支援」を行います。	子育て相談センター
10	ひとり親家庭への支援	○ひとり親家庭に対する相談対応や児童扶養手当の支給など、自立生活に向けた支援を行います。	こども家庭若者課
		○ひとり親家庭の医療費の一部負担金の全部または一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	保険年金課
11	高齢・障害者家庭への支援	○高齢福祉サービスの適切な運用を図るとともに、サービスの周知・啓発に努めます。 ○認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。	長寿いきがい課
		○介護保険サービスの充実と制度の適正な運用を図り、介護者の負担軽減や介護離職の減少を目指します。	介護保険課
		○障害福祉サービスの充実と制度の適正な運用を図り、新たな事業所の整備促進等によるサービス量の確保に努めます。	障害福祉課

目標3 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

基本方針（５）さまざまな課題・困難を抱える人々への支援

- さまざまな課題・困難を抱える方の相談および支援ができるよう、相談窓口や居場所づくり等の支援を充実するとともに、関係機関の連携を図ります。また、相談者が気軽に相談できるよう、相談窓口の更なる周知を行います。
- 困難な問題を抱える女性が早期に相談窓口につながり支援を受けられるよう、民間団体や関係機関と連携します。
- DV相談についてはDV被害者が相談に結びつくよう、相談窓口の周知を図るとともに、家庭児童相談室や滋賀県配偶者暴力相談支援センター等の機関と連携し、適切な相談および対応に努め、DV被害者の保護とその後の自立に向け継続的な支援を行います。

施策番号	施策	取組内容	担当課
12	関係機関と連携した相談支援の充実と周知	○困難な問題を抱える方が早期に相談窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携しながら取り組みます。また、女性支援新法に基づき、女性専用カウンセリングや女性の居場所から必要に応じて相談につなげます。 ・DV相談 ・男女共同参画相談 ○相談時の託児支援により、相談しやすい環境づくりに努めます。 ○相談者の状況に適正に応じられるよう、相談員の資質向上のための研修機会を充実させます。 ○さまざまな課題・困難を抱える方が気軽に安心して相談ができるよう、相談窓口の周知を図ります。	男女共同参画センター
		○困難な問題を抱える高齢者を早期に把握し、相談につながれるよう、関係機関との連携に取り組みます。	長寿いきがい課
		○社会生活を送るうえで様々な悩みを抱えているこども・若者を対象に、相談窓口での相談支援を行います。	こども家庭若者課

施策 番号	施策	取組内容	担当課
12	関係機関と連携した相談支援の充実と周知	○妊娠期から子育て期まで、相談や訪問等を通じて気軽に相談できる機会を設けるとともに、各子育て支援施設での親子の居場所づくりを実施し、保護者の不安を解消するとともに、相談支援の充実に努めます。	子育て相談センター
		○福祉の総合相談窓口「人とくらしのサポートセンター」において、生活困窮をはじめ福祉に関する総合的な相談を受け、相談者に寄り添いながら、関係機関等と連携した相談支援を行うとともに、多機関協働事業により、各分野で対応困難な複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯の支援における総合調整を行います。	人とくらしのサポートセンター
13	DVの防止およびDV被害者の自立に向けた支援	○母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護に努めます。	男女共同参画センター こども家庭若者課 家庭児童相談室
		○庁内外の関係機関・窓口と連携しながら、相談および継続的な支援を行います。	
14	関係窓口・機関との連携強化	○DV防止に関する啓発を行います。	男女共同参画センター
		○さまざまな社会資源や専門的知見が活用できるよう、庁内の関係窓口や庁外の関係機関と連携会議を行うなど連携の強化を図ります。	男女共同参画センター 家庭児童相談室 関係課

基本方針（６）性と健康の尊重

- 性と生殖、性の多様性、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）などへの理解が行き渡るよう、正しい知識の普及を図るとともに、性教育の充実などを進めてこどもの性と健康を守ります。
- 妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うなど、生涯を通じた女性の健康支援を行います。
- 性暴力・ストーカー・セクハラ等は重大な人権侵害であり、男女が安全に安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- 性の多様性についての情報提供と意識啓発を充実させ、多様な性のあり方を尊重する社会環境づくりを推進します。

施策番号	施策	取組内容	担当課
15	性を理解・尊重するための教育、啓発	○保護者等の理解を醸成しつつ、幼児期から性教育を実施し、こどもの発達段階に応じて、性・生殖や性感染症（STD）についての正しい知識の普及を図ります。 ○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等性の理解・尊重に関する啓発を行います。	男女共同参画センター 幼児課 学校教育課
16	性を踏まえた健康づくりの支援	○子宮頸がん・乳がん検診等の受診勧奨を図るとともに、性を踏まえた健康づくりの相談・支援を行います。	健康増進課
		○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 ○将来のすこやかな妊娠・出産を迎えるため、若い世代へプレコンセプションケア*の観点を踏まえた啓発を行います。	子育て相談センター
17	性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発と相談	○性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止について、啓発するとともに、関係機関と連携し相談に応じます。 ○教職員等へ性暴力やセクハラ等に関する正しい知識を広めるため、定期的な研修を実施します。	男女共同参画センター 学校教育課

施策 番号	施策	取組内容	担当課
18	性の多様性を 踏まえた啓発 や相談、環境 づくり	○性的マイノリティに関する相談対応を進めます。 ○性的マイノリティに対して理解が深まるよう啓発を進めます。	男女共同参画センター 人権センター
		○国や県の動向を注視しながら、性的マイノリティに対する差別や偏見をなくすための取組を進めます。 ○草津市パートナーシップ宣誓制度を通して、性の多様性や性的マイノリティの方々への理解が深まり、また誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことのできるよう取組を進めます。	人権政策課
		○国や県の動向を注視しながら、性的マイノリティに対する差別や偏見をなくすための取組として研修の開催や教材の作成を推進します。	人権センター

目標4 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり

基本方針（7）男女共同参画の地域づくり

- 地域コミュニティのさまざまな活動の中で、固定的な性別役割分担意識に基づく仕組みやルール、しきたりや慣習などの見直しを推進するとともに、地縁コミュニティの活動や、NPO、ボランティアなどの地域活動における男女共同参画を推進します。
- 災害時に女性の視点が抜け落ちないように、平常時から地域防災における男女共同参画に取り組みます。
- 男女共同参画センターを拠点として、市民・団体・事業者等と協働で男女共同参画を推進します。

施策番号	施策	取組内容	担当課
19	コミュニティ活動における男女共同参画の促進	○まちづくり協議会、町内会などの地縁コミュニティや、NPO、ボランティアなどの活動において、男女共同参画を促進します。	男女共同参画センター まちづくり協働課
		○地域のしきたりや慣習を見直すための啓発を行います。	男女共同参画センター
20	地域防災における男女共同参画の推進	○自主防災組織における女性の参画を推進します。 ○避難所運営に際し、男女のニーズの違いなど、男女の双方の視点による適切な配慮を図るとともに女性の運営への参画を促します。	危機管理課
21	草津市立男女共同参画センターの運営	○男女共同参画の推進拠点として、各種団体の男女共同参画に関する取組支援や交流促進を行うとともに、協働による事業展開をすすめます。 ○各種団体や関係機関と連携しながら、市民の交流の場や学習の場としての機能充実を図ります。	男女共同参画センター

基本方針（８）男性の家庭生活への参画促進

- 女性が家事・育児・介護等の理由によって仕事を断念することがなく、誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、男性が積極的に家事・育児・介護等を担う必要があります。男性の家庭生活への主体的なかかわりを促すための意識啓発について継続的に取り組みます。

施策番号	施策	取組内容	担当課
22	男性の家事、育児、介護等への参画促進	○男性の家事・育児・介護等への参画についての啓発を行います。 ○男性の家事・育児・介護等の学習機会の充実を図り、多くの方に啓発を行います。	男女共同参画センター

基本方針（９）女性の活躍推進

- 女性が安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを推進します。
- 女性の活躍の場と機会を拡げていくため、ポジティブ・アクションとして女性の能力開発や企業支援などを図るとともに、企業や地域コミュニティに働きかける中で、女性の意思決定の場・機関への参画・登用などを促進します。特に本市の女性雇用者の５割以上が非正規雇用者となっていることから、非正規から正規雇用の転換を促進するためのキャリア形成を支援します。
- 男女共同参画に関心を持つ市民を増やし、団体および女性リーダーの育成に努めます。

施策番号	施策	取組内容	担当課
23	女性の活躍推進に向けた気運の醸成	○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画*の策定・推進に向けた働きかけを行います。 ○女性活躍や働き方改革等に関する啓発を行います。	男女共同参画センター
		○多様で柔軟な働き方の実現に向けた市民・事業所への啓発を行います。	男女共同参画センター 商工観光労政課
24	女性の職業能力の開発と就業のための支援	○就職や起業、キャリア形成（職業能力の習得）、リ・スキリング*等の学びやデジタルスキル*習得を支援します。	男女共同参画センター
		○女性の就労相談に応じ、就労のための情報提供を行うとともに関係機関・窓口と連携した支援を行います。	男女共同参画センター 人ぐらしのサポートセンター こども家庭若者課

施策 番号	施策	取組内容	担当課
25	市民活動団体 および女性リ ーダーの育成	○男女共同参画を推進する団体や女性リーダーの育成を図ります。	男女共同参画センター
26	政策・方針決 定の場合への女 性の参画促進	○各審議会等における女性委員の割合について50%を目指して取り組みます。 ○子育て中の方の審議会等への参画推進のため、託児支援を実施します。	男女共同参画センター 関係各課
		○地域における各種団体の方針決定の場合への女性の参画を促進します。 ○政治分野における女性の参画推進や環境整備のための啓発を行います。	男女共同参画センター
		○市の管理的地位にある女性職員の割合の向上を目指して取り組みます。	職員課

2. 数値目標の設定

第4次後期計画における数値目標

目標	(上段) 項目	担当課	現状値 (見込) (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
	(下段) 設定理由			
【1】 男女共同参画の意識づくり	①草津市男女共同参画推進条例の浸透割合◆ 条例が周知され、浸透しているかの目安とします。	男女共同参画センター	—	82.3%以上
	②「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合◆ 性別役割分担意識の変化の目安とします。	男女共同参画センター	—	18.0%以下
	③男女共同参画に関する研修等の開催回数および参加者数 意識啓発の機会の提供状況の把握をします。	男女共同参画センター	15回・570人	15回・600人以上
	④教職員における男女共同参画およびハラスメントに関する研修の参加率 教職員における意識の醸成のための取組状況の把握をします。	学校教育課 児童生徒支援課	2,321人・70%	2,900人・90.0%以上
【2】 男女がともに自立して生きるための条件づくり	⑤25～44歳における女性の就業率◇ 女性の就業状況の目安とします。	男女共同参画センター	63.7% (令和2年国勢調査)	88.6%以上
	⑥女性の正社員率(家族従業員や自営業を除く)◇ 非正規から正規雇用への転換が進んでいるかの目安とします。	男女共同参画センター	44.7% (令和2年国勢調査)	49.3%以上
	⑦滋賀県女性活躍推進企業に認証(一つ星以上)されている市内事業所の数 ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に取り組む企業を把握します。	男女共同参画センター	26社	36社以上
	⑧待機児童数(4月1日時点) 就業等の子育て世代の保育ニーズに応じた定員確保が進んでいるかの目安とします。	幼児課	48人	0人
【3】 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	⑨「男女共同参画相談」および「DV相談」の相談(対応)延件数 件数を把握し、今後の相談体制や周知方法等の推進につなげます。	男女共同参画センター	348件	510件 (内DV120件)
	⑩男女共同参画センターの「男女共同参画相談窓口」を知っている人の割合◆ 相談窓口の周知が進んでいるかの目安とします。	男女共同参画センター	—	60.0%以上
	⑪DVの対処方法として「どこにも相談しなかった」人の割合◆ DVに関する認識が深まり、相談体制等対策が進んでいるかの目安とします。	男女共同参画センター	—	26.3%以下
	⑫市の乳がんの検診受診率(40歳以上) 女性の健康づくり支援の進捗の目安とします。	健康増進課	11.8%	14.2%以上
	⑬市の子宮頸がんの検診受診率(20歳以上) 女性の健康づくり支援の進捗の目安とします。	健康増進課	14.3%	18.5%以上

◆男女共同参画センターが5年ごとに実施するアンケート調査結果より(実施年度:令和元年度・令和6年度)
◇国勢調査結果より(実施年度:令和2年度。5年ごとの実施であるため、令和6年度実績はなし)

目標	(上段) 項目	担当課	現状値 (見込) (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
	(下段) 設定理由			
【4】 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり	⑭男女の不平等感について「社会通念・習慣・しきたりなど」で平等であるとする市民の割合◆ (「平等」と回答された割合) 社会通念・習慣・しきたりなどについて男女共同参画が推進されているかの目安とします。	男女共同参画センター	—	19.0%以上
	⑮女性の代表または副代表のいる町内会、行連区の割合 地域活動等での男女共同参画の推進状況の目安とします。	男女共同参画センター まちづくり協働課	25.2%	31.0%以上
	⑯平日の家事に関する生活時間の男女の差(平日の家事に要する平均時間)◆ 男性の家庭生活への参画の目安とします。	男女共同参画センター	—	1時間1分以下
	⑰男性の家事・育児・介護への参画促進研修や講座の開催回数および参加者数 男性の家庭生活への参画促進の機会の提供状況の把握をします。	男女共同参画センター	3回・41人	10回・200人以上
	⑱市全体の審議会等における女性委員の割合 政策・方針決定過程への女性の参画(女性の登用)が進み、男女の視点が反映されているかの目安とします。	男女共同参画センター まちづくり協働課	42.9%	50.0%

第5章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

「草津市男女共同参画推進条例」第 23 条に基づき、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人との協働のもとに、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な体制を整備し推進します。計画の推進にあたっては、男女共同参画推進本部を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

〈庁内推進体制の充実〉

- 庁内に「草津市男女共同参画推進本部」を設置し、男女共同参画関連施策を総合的に企画調整し推進します。具体的には、毎年、男女共同参画計画の進捗状況を点検、評価し、課題の検討を行うとともに、計画の実施における関係部局間の総合調整を行います。また、全庁的に各施策が男女共同参画の視点に立って行われるよう努めます。

〈草津市男女共同参画審議会の機能充実〉

- 市長の附属機関として設置する「草津市男女共同参画審議会」に上記の男女共同参画計画の進捗状況を報告し意見を求め、計画の目標の実現に努めます。

〈国・県等関係機関との連携〉

- 国・県および関係機関との連携や情報共有を行います。

〈庁内での働き方改革・女性活躍の推進〉

- 「女性活躍推進法に基づく草津市特定事業主行動計画」に基づき、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進します。
- 「草津市人材育成・確保基本方針」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現（多様な価値観、生き方・ライフスタイルを容認できる環境づくり）に向けた取組を進めます。

〈庁内での相談体制・職員研修の充実〉

- 令和2（2020）年度に改定した「職場におけるハラスメント防止指針」に基づき、ハラスメントに関する相談体制の整備や研修を通じて、誰もが働き続け能力を発揮できる職場づくりを行います。
- 男女共同参画の視点を養う職員研修を実施し、男女共同参画の意識の浸透を図ります。

〈草津市立男女共同参画センターの機能充実〉

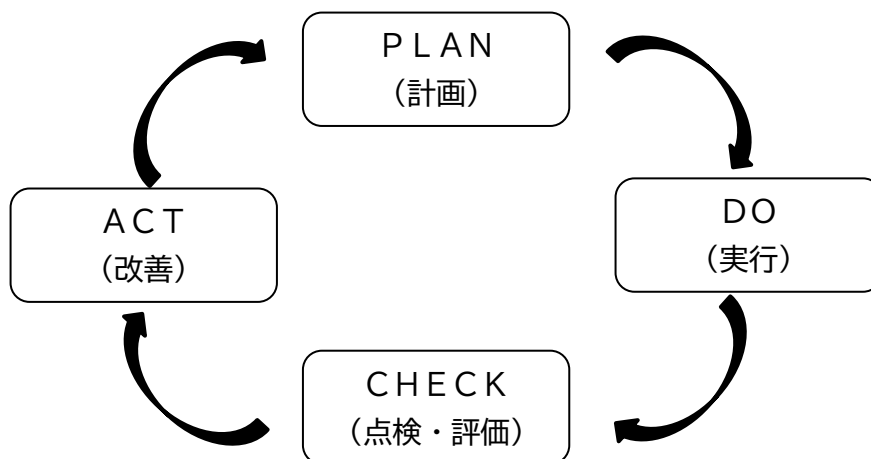
- 男女共同参画推進拠点としての「草津市立男女共同参画センター」の機能充実に努めるとともに、市民、事業者、各種団体および教育にかかわる人による取組を支援します。

2. 数値目標による進行管理

本計画に示した男女共同参画推進の取組は、市、市民、事業者、各種の団体、教育にかかわる人が、それぞれの立場で、また、連携・協働によって、その展開を図っていきます。

- とりわけ市の取組は、PDCAサイクル*のもとで、着実な進捗を図ります。そのため、第4章に設定した数値目標により、計画の進捗について定期的な点検・評価を行います。

図 PDCAサイクルによる進行管理



- 市長は、草津市男女共同参画審議会にその結果を報告するとともに、広く市民に公表します。

3. 市民等の役割

市、市民、事業者等が協働して、男女共同参画社会の実現に向け、取り組みます。

主体	取組内容
市民	・男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。 ・市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。 (草津市男女共同参画推進条例第5条)
事業者	・男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、性別による差別的な取扱いを行わず、男女が事業活動に対等に参加する機会を確保するとともに、男女が職業生活と子育て、介護などの家庭生活とを両立することができるような職場の環境づくりに努めます。 ・市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。 (草津市男女共同参画推進条例第6条)
各種の団体	・男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、その活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めます。 ・市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。 (草津市男女共同参画推進条例第7条)
教育にかかわる人	・男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育または保育に努めます。 ・市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。 (草津市男女共同参画推進条例第8条)

草津市立男女共同参画センターについて

●愛称

あい・ふらっと

●設置の目的

「草津市男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画社会を実現するための拠点施設

●所在地

草津市大路二丁目1番35号（市民総合交流センター5階）

●開所時間

月～金および第1・第3土曜日 8：30～17：15

●実施事業

- （1）男女共同参画の推進に係る施策の総合的な企画および調整に関すること。
- （2）男女共同参画の推進のための啓発事業に関すること。
- （3）女性のための総合的な相談に関すること。
- （4）男女共同参画の推進に関する情報の収集および提供に関すること。
- （5）男女共同参画の推進に関する調査研究に関すること。
- （6）市民、事業者、各種の団体および教育に関わる人による男女共同参画の取組の支援および交流の促進に関すること。
- （7）その他男女共同参画の推進のために必要なこと。

●開所年月日

令和3（2021）年5月6日



男女共同参画センター「あい・ふらっと」



相談室

資料編

1. 草津市男女共同参画推進条例

平成20年12月24日

条例第29号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第9条・第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第25条）

第4章 草津市男女共同参画審議会（第26条）

第5章 雑則（第27条）

付則

わたしたちのまち草津は、古くから東海道と中山道が分岐し、または合流する宿場町として栄えてきました。その流れを今日に引き継ぎ、今もなお多くの人たちが移り住み、地元で生まれ育った人たちととけ合い、さまざまな生き方や考え方を持つ人たちが共存するまちです。

草津市は、男女が真に対等な市民として、性別にかかわらず持てる力を発揮し、人権が尊重され、平和で豊かな地域づくりに向けて男女が喜びと責任を分かち合えるまちづくりをめざして、草津市男女共同参画推進計画を作り、その実施に向けて取り組んでいます。

日本国憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、女子差別撤廃条約などの国際社会における取組とともに進められてきました。さらに男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本の社会の最も重要な課題として位置づけられました。

しかし、今もなお、性別によって役割を固定的にとらえる意識、社会の制度、慣行などが存在し、草津市においても男女平等の達成には依然として多くの課題が残されています。

そこで、わたしたちは、このような課題に積極的に取り組み、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者などが協働して、市民一人ひとりが自立した個人として生き生きと暮らせるまち草津を実現するため、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人の義務と責任を明らかにするとともに、男女共同参画

の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」といいます。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めま

す。

(1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野で対等に活動する機会が確保され、そのことによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うことをいいます。

(2) 積極的改善措置 前号の機会に関して男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。

(3) 市民 市内で暮らす人または市内に通勤もしくは通学する人をいいます。

(4) 事業者 市内において営利または非営利を問わず、事業を行う個人または法人をいいます。

(5) 各種の団体 市内において、自治会、PTAなどによる地域における活動、ボランティア活動などを行う団体をいいます。

(6) 教育にかかわる人 市内において、学校教育、社会教育、保育などにかかわる人をいいます。

(7) セクシュアル・ハラスメント 次に掲げ

ア 性的な発言または行動により相手に不快感を与えること。

イ 性的な発言または行動により相手の仕事または生活の環境を害すること。

ウ 性的な発言または行動に対する相手の対応によって不利益を与えること。

(8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人などの親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為その他心身に有害な影響をおよぼす発言または行動をいいます。

- (9) 協働 共通の目標に向かって協力して行動していくことをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として取り組みます。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性および能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担などを反映した社会の制度および慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響をおよぼすことのないよう改められること。
- (3) 男女が性別にかかわらず、対等に、市の施策または事業者もしくは各種の団体における方針の立案および決定に際して、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動と、職業その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができること。
- (5) 家族の構成は多様であり、それぞれの生活が尊重されること。
- (6) 男女が対等な関係のもとに、互いの性について理解を深め、妊娠および出産に関し、自己の決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (7) セクシュアル・ハラスメントおよびドメスティック・バイオレンスが個人の尊厳を侵すという人権侵害であることを認識し、その根絶をめざすこと。
- (8) 国際社会における取組および動向と歩みをともにするものであること。

(市の義務と責任)

第4条 市は、前条で定める基本理念に基づき、男女共同参画施策（積極的改善措置を含みます。以下同じとなります。）を総合的に策定し、計画的に実施します。

- 2 市は、男女共同参画施策の推進に当たり、国および他の地方公共団体と緊密に連絡をとりながら、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人と協働して取り組みます。

(市民の義務と責任)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。

- 2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力

するよう努めます。

(事業者の義務と責任)

第6条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、性別による差別的な取扱いを行わず、男女が事業活動に対等に参加する機会を確保するとともに、男女が職業生活と子育て、介護などの家庭生活とを両立することができるような職場の環境づくりに努めます。

- 2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

(各種の団体の義務と責任)

第7条 各種の団体は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、その活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めます。

- 2 各種の団体は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

(教育にかかわる人の義務と責任)

第8条 教育にかかわる人は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く理解し、基本理念に基づいた教育または保育に努めます。

- 2 教育にかかわる人は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めます。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる場において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの行為を行ってはなりません。

(市民に広く表示する情報に関する配慮)

第10条 何人も、市民に広く表示するあらゆる情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどを助長する表現その他不必要な性的な表現を用いてはなりません。

第3章 基本的施策

(基本となる計画)

第11条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

- 2 市長は、推進計画を策定するに当たり、あらかじめ、第26条第1項で定める草津市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわ

る人の意見を反映することができるようにします。

- 3 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表します。
- 4 推進計画の変更については、前2項の規定を用います。

(施策の策定などに当たっての配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定および実施に当たり、男女共同参画の推進に努めます。

(広報または啓発の活動)

第13条 市は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人が男女共同参画についての理解を深めるため、広報または啓発の活動を行います。

(市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人への支援)

第14条 市は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、積極的に情報提供その他の必要な支援をします。

(積極的改善措置)

第15条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人と協力し、積極的改善措置を行うよう努めます。

- 2 市長その他の執行機関は、附属機関またはこれに類するものの委員その他の構成員を任命し、または委嘱するに当たり、男女間に参画する機会の格差が生じることのないよう、積極的改善措置を行います。

(就業環境における男女共同参画の推進)

第16条 事業者は、就業環境における次に掲げる取組の推進に努めます。

- (1) 男女が個人として能力を発揮する機会の確保
- (2) 男女が職場における活動と家庭生活における活動との両立を図るための支援
- (3) セクシュアル・ハラスメントの防止

- 2 市は、事業者の前項各号に掲げる取組を推進するため、積極的に情報提供その他の必要な支援をします。

- 3 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めたときは、事業者に対し、第1項の取組の状況について報告を求めることができます。

(教育、保育および学習の推進)

第17条 市は、男女共同参画についての理解

を深め、性別による固定的な役割分担などにとらわれない多様な選択を可能にするための教育、保育および学習を推進します。

(家庭生活と職業生活などの両立の支援)

第18条 市は、男女がともに子育て、介護その他の家庭生活における活動と職業、地域コミュニティその他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができるよう、環境整備などの必要な支援をします。

(生涯にわたる男女の健康の支援)

第19条 市は、女性が妊娠および出産にかかわる身体的な機能を持つことに配慮するとともに、男女の生涯にわたる健康の保持および増進を図るため、健康相談、医療の整備その他の必要な措置を行います。

(ドメスティック・バイオレンスなどの被害者などへの支援)

第20条 市は、第9条の行為の被害者などに対し、関係機関などと連携し、必要な支援をします。

(相談への対応)

第21条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることについて、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人からの相談に応じるとともに、関係機関などと連携し、必要な支援をします。

(苦情の処理)

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画施策または男女共同参画の推進に影響をおよぼすと認められる施策について、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人から苦情の申出を受けた場合は、必要に応じて調査し、助言し、または是正し、もしくは是正の要請をすることなどにより適切に対応します。

- 2 市長は、前項の申出への対応に当たり、必要があると認めたときは、第26条第1項で定める草津市男女共同参画審議会に意見を聴くことができます。

(推進の体制)

第23条 市は、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人との協働のもとに、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備します。

- 2 市は、男女共同参画施策を実施し、市民、事業者、各種の団体および教育にかかわる人による男女共同参画の取組を支援するための拠点を確保して整備します。

- 3 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うよう努めます。

(年次報告など)

第24条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について第26条第1項で定める草津市男女共同参画審議会に報告するとともに、公表します。

(調査研究など)

第25条 市長は、男女共同参画を推進するため、必要な事項について、調査研究および情報の収集を行います。

第4章 草津市男女共同参画審議会

(草津市男女共同参画審議会)

第26条 市長の附属機関として、草津市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

- 2 審議会は、この条例の規定に基づく事項のほか、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査し、または審議します。
- 3 審議会は、前項の事項を調査し、または審議するほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができます。
- 4 審議会の委員の定数は、委員15人以内とし、規則で定めるもののうちから市長が委嘱します。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとします。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同じとします。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行します。

2. 草津市男女共同参画センター条例

令和2年6月29日
条例第27号

（設置）

第1条 男女共同参画社会を実現するために、草津市男女共同参画推進条例（平成20年草津市条例第29号）第23条第2項の規定に基づき、草津市立男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）を設置する。

（名称および位置）

第2条 男女共同参画センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立男女共同参画センター

位置 草津市大路二丁目1番35号

（事業）

第3条 男女共同参画センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1）男女共同参画の推進に係る施策の総合的な企画および調整に関すること。
- （2）男女共同参画の推進のための啓発事業に関すること。
- （3）女性のための総合的な相談に関すること。
- （4）男女共同参画の推進に関する情報の収集および提供に関すること。
- （5）男女共同参画の推進に関する調査研究に関すること。
- （6）市民、事業者、各種の団体および教育に関わる人による男女共同参画の取組の支援および交流の促進に関すること。
- （7）その他男女共同参画の推進のために必要なこと。

（開館時間等）

第4条 男女共同参画センターの開館時間および休館日は、規則で定める。

（損害賠償）

第5条 男女共同参画センターを利用する者は、その利用に際し、施設、設備または備品等を故意または重大な過失により、汚損し、破損し、または滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

3. 草津市男女共同参画審議会規則

平成21年1月30日

規則第2号

改正 平成23年4月1日規則第18号

平成26年4月1日規則第30号

平成27年4月1日規則第31号

平成29年3月31日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市男女共同参画推進条例（平成20年草津市条例第29号）第26条第6項の規定に基づき、草津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 草津市男女共同参画推進条例第26条第4項に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者またはその推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

3 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

4 審議会は、必要があると認めるときは、職員その他関係者に対して、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故あるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、審議会の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査し、もしくは審議し、またはその経過および結果を審議会に報告する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に所属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 第2条第4項および第5項ならびに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、第2条第5項および前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合政策部男女共同参画課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後に最初に草津市男女共同参画推進条例第26条第4項の規定により委嘱される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成22年3月31日までとする。

付 則（平成23年4月1日規則第18号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、次の表の左欄に掲げる部または課の課長、参事もしくは副参事の職に命じられている職員または当該課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部もしくは課の課長、参事もしくは副参事の職を命ぜられ、または当該課に勤務を命ぜられたものとする。

（表省略）

付 則（平成26年4月1日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課の課長、参事もしくは副参事の職に命じられている職員または当該部、課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令の発せられない限り、施行日をもってこれに対応する同表の右欄に掲げる部、課の課長、参事もしくは副参事の職を命ぜられ、または当該部、課に勤務を命ぜられたものとする。

（表省略）

付 則（平成27年4月1日規則第31号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月31日規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

4. 草津市男女共同参画審議会委員 名簿

■第4次草津市男女共同参画推進計画策定時

(50 音順・敬称略)

委員氏名	所属等
今里 佳奈子	龍谷大学政策学部教授
植村 正雄	くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん
宇野 彰一	草津商工会議所
宇野 房子	市民委員（一般公募）
窪田 明裕	草津・栗東地区労働者福祉協議会
○重原 文江	くさつ☆パールプロジェクトチーム
杉江 由紀子	市民委員（一般公募）
高井 育夫	草津市校長会
谷口 暢生	社会保険労務士
◎筒井 淳也	立命館大学産業社会学部教授
中 睦	弁護士
中島 綾香	市民委員（一般公募）
前野 明子	キャリアカウンセラー
松村 裕美	おうみ犯罪被害者支援センター
山本 寛	草津市まちづくり協議会連合会

以上 15 名（令和2年度）

※◎印は会長、○印は副会長

■第4次後期計画策定時

(50音順・敬称略)

委員氏名	所属等
◎今里 佳奈子	大学教授（龍谷大学・政策学部）
○植村 正雄	くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん
宇野 彰一	草津商工会議所
岡野 麻衣	公募委員
奥村 真美	草津市校長会
窪田 明裕	草津・栗東地区労働者福祉協議会
斎藤 真緒	大学教授（立命館大学・産業社会学部）
重原 文江	くさつ☆パールプロジェクトチーム
嶋田 範子	滋賀マザーズジョブステーション
玉置 泰弘	社会保険労務士
中 睦	弁護士
西川 貴子	おうみ犯罪被害者支援センター
藤原 教夫	公募委員
丸田 美津子	公募委員
山本 寛	草津市まちづくり協議会連合会

以上 15名（令和7年度）

※◎印は会長、○印は副会長

5. 策定の経過

■第4次草津市男女共同参画推進計画策定時

日程		内容
令和 元年度	令和元年 7 月 18 日	第 1 回草津市男女共同参画審議会開催
	9 月 10 日～9 月 30 日	「草津市男女共同参画についてのアンケート」実施
令和 2 年度	令和 2 年 6 月 3 日	第 1 回草津市男女共同参画推進本部幹事会開催
	6 月 25 日	第 1 回草津市男女共同参画推進本部会議開催
	7 月 8 日	第 1 回草津市男女共同参画審議会開催
	9 月 7 日	第 2 回草津市男女共同参画推進本部幹事会開催
	9 月 30 日	第 2 回草津市男女共同参画推進本部会議開催
	10 月 28 日	第 2 回草津市男女共同参画審議会開催
	12 月 21 日	第 3 回草津市男女共同参画推進本部会議開催
	1 月 7 日	第 3 回草津市男女共同参画審議会開催

■第4次後期計画策定時

日程		内容
	令和 6 年 5 月 23 日	第 1 回草津市男女共同参画推進本部幹事会開催
令和 6 年度	6 月 4 日	第 1 回草津市男女共同参画推進本部会議開催
	7 月 29 日	第 1 回草津市男女共同参画審議会開催
	9 月 19 日～10 月 8 日	「草津市男女共同参画についてのアンケート」実施
	2 月 3 日	第 2 回草津市男女共同参画推進本部会議開催
	令和 7 年 2 月 26 日	第 2 回草津市男女共同参画審議会開催
令和 7 年度	令和 7 年 7 月 22 日	第 1 回草津市男女共同参画審議会開催
	9 月 25 日	第 2 回草津市男女共同参画審議会開催
	11 月 20 日	第 3 回草津市男女共同参画審議会開催
	令和 8 年 2 月 27 日	第 4 回草津市男女共同参画審議会開催

6. 計画に関連する法律

男女共同参画基本法

（〔改正〕令和 7（2025）年施行、一部は令和 8（2025）年施行）

社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進を図ることを目的に平成 11（1999）年に施行されました。令和 7（2025）年の改正では、国や地方公共団体における関係者相互の連携及び協働の促進、人材の確保等についての事項が加えられました。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

（〔改正〕令和 3（2021）年施行）

男女が共同して民主政治の発展に寄与することを目的に平成 30（2018）年に制定され、国会や地方議会の選挙において男女の候補者数ができる限り均等になるように、啓発や家庭との両立のための環境整備、人材育成等の取組が進められてきました。令和 3（2021）年の改正では、女性参画の推進が諸外国に比べ大きく遅れていたことや、性別にかかわらず立候補や議員活動等をしやすい環境整備が必要であることを背景に、政党等には候補者数の目標設定のほか、セクハラ・マタハラ等の対策を取るなどが明記されました。国や地方公共団体には実態調査や人材育成等の強化とともに、セクハラ・マタハラ等への対応として、相談体制の整備、防止のための研修の実施などを求めています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称「女性活躍推進法」）

（〔省令・告示の改正〕令和 4（2022）年施行）

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現を目的に、職業における男女格差の解消や男女が仕事と家庭を両立できる環境整備等を基本原則として平成 28（2016）年に施行されました。令和 4（2022）年には、男女間の賃金格差のさらなる縮小を図ることを目的に、事業主の情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加され、常時労働者 301 人以上の事業主にはこの項目の公表が義務付けられました。

（〔改正〕令和 7（2025）年施行、一部は令和 8（2026）年施行）

法律の有効期限が 10 年間延長されました（令和 18 年 3 月 31 日まで）。また女性の職業生活における活躍の推進にあたり、女性の健康上の特性を加えることが留意事項として加えられ、就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項等が加えられました。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（通称「LGBT理解増進法」）

（令和 5（2023）年施行）

性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない状況を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する基本理念を定めています。全ての国民が等しく基本的人権を尊重される社会の実現を目指し、国には国民の理解の増進に関して基本計画の策定や学術研究の促進等の施策推進を、地方公共団体に

は国と連携を図りつつ、地域の実状に合わせた住民の理解促進のために、教育及び学習の振興や相談体制の整備等の施策推進を役割として定めています。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（通称「女性支援新法」）

（令和 6（2024）年施行）

女性は日常生活または社会生活を営むにあたって、家庭の状況や地域社会との関係性、性的な被害等により、女性であることで様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために、問題の発見、相談、心身の健康の回復のための援助や自立した生活のための援助等の支援を包括的に提供することによって、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目的としています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称「配偶者暴力防止法」）

（〔改正〕令和 6（2024）年施行）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律であり、改正では保護命令制度が拡充され、保護命令違反が厳罰化されました。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（通称「育児・介護休業法」）及び次世代育成支援対策推進法

（〔改正〕令和 7（2025）年施行、一部は令和 6（2024）年施行）

「育児・介護休業法」は、仕事と育児・介護との両立がとれるように労働者の支援を目的に平成 3（1991）年に制定され、「次世代育成支援対策推進法」は、次代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境を整備することを目的に、平成 17（2005）年に施行されました。

「育児・介護休業法」の改正により、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるための制度の拡充が定められました。子育て期の人には、子の年齢に応じてテレワークや短時間勤務等により柔軟な働き方ができる制度、介護を行う必要がある人には介護休業や介護休暇の利用や残業免除・残業制限による仕事と介護の両立を支援する制度の整備等を事業主に求めています。また、「次世代育成支援対策推進法」については、期限が令和 17 年 3 月まで延長され、男性の育児休業取得等、仕事と子育てを両立できる職場を実現するための取組の促進が継続されています。

7. 男女共同参画に関する年表

	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
昭和 20 (1945) 年		・ 婦人参政権実現（衆議院議員選挙法改正）		
昭和 50 (1975) 年	・ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択 ・ 国連総会「国連婦人の 10 年」（'76～'85）を決定	・ 総理府に婦人問題企画推進本部を設置 ・ 総理府婦人問題担当室設置		
昭和 51 (1976) 年		・ 「育児休業法（女子教育職員、看護婦、保母等のみ対象）」施行 ・ 民法一部改正（離婚後の婚氏続称制度）		
昭和 52 (1977) 年		・ 婦人問題企画推進本部「国内行動計画」策定	・ 婦人問題連絡協議会設置 ・ 婦人問題懇談会設置	
昭和 53 (1978) 年			・ 商工労働部労政課婦人対策係設置	
昭和 54 (1979) 年	・ 国連総会「女子差別撤廃条約」採択			・ 市立「働く婦人の家」開設
昭和 55 (1980) 年	・ 「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（コペンハーゲン）で「後半期行動プログラム」を採択			
昭和 56 (1981) 年	・ ILO 総会「第 156 号条約（家族的責任を有する労働者条約）」採択	・ 婦人問題企画推進本部「国内行動計画後期重点目標」策定 ・ 民法・家事審判法一部改正施行（配偶者の相続分引上げ）	・ 婦人問題懇談会「滋賀の婦人の自立と社会参加のための提言」	
昭和 57 (1982) 年				
昭和 58 (1983) 年			・ 「滋賀の婦人対策の方向－婦人の地位向上をめざして－」策定 ・ 婦人問題懇話会設置	
昭和 59 (1984) 年		・ 第 1 回日本女性会議	・ 商工労働部労政婦人課設置	

	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
昭和 60 (1985) 年	・「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択	・「女子差別撤廃条約」批准 ・国籍法・戸籍法一部改正施行（父母両系血統主義の採用）	・婦人問題懇話会「滋賀の女性の自立と社会参加のための婦人総合センターの建設についての提言」	・総務部企画室自治振興課に青少年婦人係を設置 ・市制施行後初の女性教育委員（高橋一子）
昭和 61 (1986) 年		・「男女雇用機会均等法」施行	・県立婦人センター開所	
昭和 62 (1987) 年		・婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		・市制施行後初の女性市議会議員（伊吹美賀子）
昭和 63 (1988) 年				
平成元 (1989) 年		・新学習指導要領告示（中学校技術・家庭科の履修領域男女同一、高校家庭科男女必修）	・知事直属に婦人行政課設置 ・婦人行政推進本部設置	・女性対策検討委員会設置
平成 2 (1990) 年	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・婦人問題懇話会「男女共同参加型社会づくりに向けての提言」 ・「男女共同参加型社会づくり滋賀県計画」策定	・女性対策検討委員会「草津女性プラン」答申
平成 3 (1991) 年		・婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第 1 次改定）」決定		
平成 4 (1992) 年		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置	・女性政策課および女性政策推進本部に改称 ・女性問題懇話会に改称	・市制施行後初の女性教育委員長（古川益子）
平成 5 (1993) 年	・世界人権会議（ウィーン） ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行 ・中学校技術・家庭科の男女共修開始	・女性問題懇話会「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画改定に向けての提言」	
平成 6 (1994) 年	・国際人口・開発会議（カイロ）	・高校家庭科の男女共修開始 ・総理府に男女共同参画室および男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	・「男女共同参画社会づくり滋賀県計画（第 1 次改定）」策定	
平成 7 (1995) 年	・第 4 回世界女性会議（北京）で「北京宣言」および「行動綱領」を採択	・「育児休業法」が「育児・介護休業法」に改正（介護休業制度の法制化、介護部分の施行は平成 11 年） ・「ILO 第 156 号条約（家族的責任を有する労働者条約）」批准	・「湖国農山漁村女性プラン」策定	・企画部企画課に女性政策担当を設置 ・女性政策推進会議設置

	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
平成 8 (1996) 年		・ 男女共同参画審議会 「男女共同参画ビジ ョン」答申		・ 企画部企画調整課女 性政策担当に改編 ・ 女性問題懇話会設置 ・ 女性問題懇話会「女 性行動計画策定に向け ての提言」
平成 9 (1997) 年		・ 男女共同参画推進本 部「男女共同参画 2000年プラン」決定	・ 企画県民部男女共同 参画課設置 ・ 県立女性センターに 改称 ・ 男女共同参画推進本 部および男女共同参 画懇話会に改称 ・ 男女共同参画懇話会 「21世紀を展望し た滋賀県における男 女共同参画社会づく りの方向について」 提言	・ 「草津市女性行動計画 『ひとと男のパートナ ー・くさつ』」策 定 ・ 女性政策推進本部設 置
平成 10 (1998) 年		・ 男女共同参画審議会 「男女共同参画社会基 本法について」答申	・ 「滋賀県男女共同参画 推進計画～パートナ ーしが2010プラン ～」策定	・ 男女平等社会づくり を進める会設置
平成 11 (1999) 年	・ 国連総会「女性に対 する暴力撤廃の国際 デー（11月25 日）」採択	・ 「男女雇用機会均等 法」改正施行 ・ 「労働基準法」改正 施行 ・ 「育児・介護休業 法」改正施行 ・ 「男女共同参画社会 基本法」施行 ・ 「食料・農業・農村 基本法」施行		・ 「ひとと男のパートナ ーシップをめざしてー職 員向けガイドライン ー」発行 ・ 「職場におけるセクシ ュアルハラスメントの 防止に関する指針」制 定 ・ 市制施行後初の女性 市議会議長（山本美智 子）
平成 12 (2000) 年	・ 国連特別総会「女性 2000年会議」（ニュー ヨーク）で「政治宣 言」および「北京宣言 及び行動綱領実施の ための更なる行動と イニシアティブ」（成 果文書）を採択	・ 「介護保険法」施行 ・ 「ストーカー行為規 制法」施行		・ 男女平等社会づくり を進める会「男女平等 社会づくりの方策に関 する提言」 ・ 企画部パートナ ーシップ推進課に男女共同 参画担当を設置 ・ 男女共同参画推進本 部に改称
平成 13 (2001) 年		・ 「男女共同参画基本 計画」策定 ・ 内閣府に男女共同参 画局および男女共同 参画会議設置 ・ 第1回男女共同参画 週間 ・ 「配偶者暴力防止法」 施行	・ 男女共同参画懇話会 「男女共同参画社会 の実現をめざす取組 を加速し、強力に推 進していくための方 策について」提言	・ 男女共同参画につい てのアンケート実施

	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
平成 14 (2002) 年			・「滋賀県男女共同参画推進条例」施行 ・県立男女共同参画センターに改称 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画審議会「男女共同参画計画の策定にあたっての基本的な考え方について」答申	・男女共同参画推進懇話会設置
平成 15 (2003) 年		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「少子化社会対策基本法」施行	・「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが 2010 プラン（改訂版）～」策定 ・政策調整部男女共同参画課に改編	・男女共同参画推進懇話会「男女共同参画推進計画（改訂版）について」答申 ・「草津市男女共同参画推進計画『女と男のパートナープラン・くさつ（改訂版）』」策定 ・企画部市民交流課男女共同参画担当に改編
平成 16 (2004) 年		・男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定 ・「配偶者暴力防止法」改正	・男女共同参画審議会「男女共同参画計画の視点に立った地域づくりについて」提言	・市民環境部まちづくり課男女共同参画担当に改編
平成 17 (2005) 年	・第 49 回国連婦人の地位委員会「北京 + 10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「育児・介護休業法」改正施行 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
平成 18 (2006) 年	・第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）	・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 ・男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定		・人権環境部人権センター男女共同参画担当に改編 ・「男女共同参画に関する職員意識調査」実施
平成 19 (2007) 年		・「男女雇用機会均等法」改正施行 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・男女共同参画審議会「男女共同参画計画の改定にあたっての基本的考え方について」答申	

	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
平成 20 (2008) 年		・男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 ・「パートタイム労働法」改正施行 ・「配偶者暴力防止法」改正施行	・「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが 2010 プラン（第2次改訂版）～」策定 ・県民文化生活部男女共同参画課に改編	・男女共同参画推進懇話会「男女共同参画推進条例について」提言 ・「草津市男女共同参画推進条例」公布
平成 21 (2009) 年		・「次世代育成支援対策推進法」改正施行 ※一部平成 23 年施行		・男女共同参画についてのアンケート実施 ・「草津市男女共同参画推進条例」施行 ・人権市民協働部人権センター男女共同参画担当に改編 ・男女共同参画審議会設置
平成 22 (2010) 年	・第 54 回国連婦人の地位委員会「北京＋15」記念会合（ニューヨーク） ・APEC「第 15 回女性リーダーズネットワーク会合」（東京）	・「育児・介護休業法」改正施行	・男女共同参画審議会「男女共同参画計画の改定にあたっての考え方について」答申	・男女共同参画審議会「男女共同参画推進計画について」答申 ・「第 3 次草津市男女共同参画推進計画」策定
平成 23 (2011) 年	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」活動開始	・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	・「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」策定 ・総合政策部男女共同参画課に改編	・人権政策部人権センター男女共同参画担当に改編
平成 24 (2012) 年		・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定		
平成 25 (2013) 年				
平成 26 (2014) 年		・「配偶者暴力防止法」改正施行 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定		・総合政策部企画調整課男女共同参画担当に改編 ・男女共同参画についてのアンケート実施
平成 27 (2015) 年	・第 59 回国連婦人の地位委員会「北京＋20」（ニューヨーク）		・商工観光労働部女性活躍推進課に改編 ・男女共同参画審議会「男女共同参画計画の改定について」答申	・総合政策部に男女共同参画室を設置 ・男女共同参画審議会「第 3 次草津市男女共同参画推進計画の見直しについて」答申
平成 28 (2016) 年	・女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解公表	・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性活躍推進法」施行 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定	・「パートナーしがプラン 2020」策定	・「第 3 次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）」策定

	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き
平成 29 (2017) 年	・ G20 ハンブルクサミット:「女性起業家資金イニシアティブ」(We-Fi)立ち上げ	・「刑法」改正施行(強姦罪を強制性交等罪へ変更)		・ 総合政策部男女共同参画課に改編
平成 30 (2018) 年	・ G7 外務大臣会合:「G7 女性・平和・安全保障 パートナーシップ・イニシアティブ」(WPS)採択	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行		
令和元 (2019) 年				・ 男女共同参画についてのアンケート実施
令和 2 (2020) 年	・ 第 64 回国連女性の地位委員会(「北京+25」)(ニューヨーク)	・「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行(配偶者暴力防止法改正を含む) ・「女性活躍推進法」改正施行(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、同計画の内容強化等) ・「労働施策総合推進法」改正施行(パワーハラスメント防止対策義務化)※中小企業は令和 4 年施行		
令和 3 (2021) 年	・ 平等を目指す全ての世代フォーラム(メキシコシティ・パリ) ・ G20 女性活躍担当大臣会合(サンタ・マルゲリータ・リグレ)	・「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正施行	・「パートナーシッププラン 2025」策定	・「第 4 次草津市男女共同参画推進計画」策定 ・「草津市立男女共同参画センターあい・ふらっと」開設 ・「町内会への男女共同参画に関するアンケート調査」実施
令和 4 (2022) 年	・ 国際女性会議 WAW! (東京他) ・ G7 男女共同参画担当大臣会合(ベルリン) ・ 第 2 回 G20 女性活躍担当大臣会合(パリ)	・「女性活躍推進法」省令・告知の改正施行		
令和 5 (2023) 年	・ G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合 ・ 第 3 回 G20 女性活躍担当大臣会合(ガンディナガル)	・「LGBT理解増進法」施行		
令和 6 (2024) 年	・ G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合(マテラ) ・ 第 4 回 G20 女性活躍担当大臣会合(ブラジリア)	・「女性支援新法」施行 ・「配偶者暴力防止法」改正施行	・「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定	・ 男女共同参画についてのアンケート実施 ・「草津市パートナーシップ宣誓制度」開始
	世界の動き	日本の動き	滋賀県の動き	草津市の動き

令和 7 (2025) 年	・第 69 回国連女性の地位委員会(「北京+30」) (ニューヨーク)	・「育児・介護休業法 及び次世代育成支援対 策推進法」改正施行 ・「女性活躍推進法」改 正施行		
令和 8 (2026) 年		・「第 6 次男女共同参画 基本計画」策定	・「(仮称) パートナー しがプラン 2030」策 定	・「第 4 次草津市男女共 同参画推進計画(後期 計画)」策定

8. 用語集

本文中「*」が付いている用語の説明を掲載しています。

あ行

用語	説明
アンコンシャス・バイアス	誰もが潜在的に持っている無意識の偏見のこと。今までの生活や習慣、周囲の環境などから、知らず知らずのうちに刻み込まれ、男女の役割意識など固定的な物の見方や捉え方で周りに悪影響を与えることがある。
一般事業主行動計画	女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に一般事業主行動計画の策定や情報公表が義務付けられている。事業所における女性の活躍に関する状況把握、課題分析を踏まえて女性の活躍推進に向けた数値目標や取組を定め、計画を周知・公表することが求められている。

か行

用語	説明
キャリア教育	キャリアとは、人が、生涯の中でさまざまな役割を果たす過程で、自分らしい生き方を実現していくことをいう。キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のことをいう。
協働	共通の目標に向かって協力して行動していくこと。
困難な問題を抱える女性	女性支援新法において、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と定義されている。

さ行

用語	説明
ジェンダーアイデンティティ	自分がどの性別であると感じ、認識しているかという意識（帰属意識）を指す。出生時に割り当てられた性別と一致する場合も異なる場合もあり、男性・女性の枠に収まらない多様な性のあり方を含む。
持続可能な開発目標（SDGs）	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）。平成27（2015）年に国連が定めた17の目標のこと。「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できることを目指す普遍的な行動を呼びかけている。
持続可能な社会	人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会におけるさまざまな問題を、各人が

	自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容を生み出すことによりもたらされる社会のこと。
性的指向	恋愛や性愛の対象となる相手の性別に関する個人の指向を指す。異性、同性、両性、あるいは特定の性別に限定しない場合など、多様なあり方があり、個人のアイデンティティに深く関わる。
性的マイノリティ	社会の多数派とされる異性愛や、出生時に割り当てられた性別に一致する性自認などに当てはまらない人たちを指す。性的指向や性自認、性表現の多様なあり方を含み、LGBTQ+などが代表的に示される。
性の多様性	性自認（自分が認識している性（こころの性））が身体の性と一致している人もいれば一致しない人もいたり、性的指向（好きになる・ならない対象）が自分の性自認とは異なる対象に向く人もいれば同じ対象に向く人、またはそのどちらにも向いたりどちらにも向かない人もいたりするなど、性自認や性的志向のありかたは一人ひとり異なる多様なものであり、また他人から決められるものでもないことをいう。
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を書し、またはその相手に不利益を与える行為をいう。

た行

用語	説明
デートDV	交際相手等、婚姻関係にないカップルの間で起こる暴力のこと。10～20代のカップルの間でもみられる。
テレワーク	I C T（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。自宅を就業場所とする在宅勤務や、施設に依存せずいつでもどこでも仕事が可能な状態にあるモバイルワーク、サテライトオフィス等を就業場所とする施設利用型勤務等の形態がある。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫婦、恋人などの親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為、その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動をいう。

は行

用語	説明
パートナーシップ宣誓制度	自治体などが導入する、同性カップルや事実婚など法律婚ができない関係にある当事者が、互いを人生のパートナーと宣誓することで、公的に関係性を承認する制度。法的婚姻とは異なるが、生活上の支援や配慮に活用される。草津市では、令和6（2024）年に草津市パートナーシップ宣誓制度を開始。
働き方改革	働く人それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するための取組であり、労働時間の短縮と労働条件の改善、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、多様な就業形態の普

	及、仕事と生活（育児、介護、治療）の両立等の施策が推進されている。
ファミリー・サポート・センター	地域で子育てを助け合う仕組みとして設けられた会員制の相互援助活動。子育てを支援してほしい人と支援できる人が登録し、一時的な預かりや送迎などを有償で助け合う。
プライベートゾーン	体の中で他人に勝手に触れられてはいけない部分を示す言葉。一般的に水着で隠れる部分（性器、お尻、胸）と口を指し、こどもへの性教育や防犯教育の場面で、自分の体を守るための境界を理解するために用いられる。
プレコンセプションケア	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うこと。
フレックスタイム制度	働く人が、自分で出勤や退勤の時間のある程度選べる仕組み。決められた時間帯（コアタイム）は働き、それ以外は自由に調整できるため、家庭や生活の都合に合わせてやすく、仕事と生活の両立を助ける制度としても期待される。
ポジティブ・アクション	積極的改善措置。さまざまな分野において、活動に参画する機会に関して男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

ら行

用語	説明
ライフ&キャリア教育	一人ひとりが将来の仕事だけでなく、結婚、育児、介護など、人生全体を見据えて、必要な力や態度を身につけ、自分らしい生き方や働き方を主体的に選択できるように支援する教育のこと。
リ・スキリング	新しい職業に就くために、あるいは今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	性と生殖に関する健康/権利のこと。平成6（1994）年のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方。主として妊娠・出産に限られがちだった従来の「女性の健康」を、月経、避妊、中絶、不妊、子育て、更年期障害、性感染症などの面から捉え、女性が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することを目指そうとするもの。いつ、何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、安全な出産調整、こどもが健康に生まれ育つこと、また、これらに関連して思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題が含まれる。このようなリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利がリプロダクティブ・ライツであり、基本的人権としての確立が必要とされる。

わ行

用語	説明
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

アルファベット

用語	説明
DX	Digital Transformation (デジタル・トランスフォーメーション) の略。「Transformation」は「X-formation」とも表記されるため、この頭文字のXから「DX」と略したもの。DXの定義は様々であるが、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
L字カーブ	女性の正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける様子をグラフで表すとアルファベットのLのように見えることから、このような女性の就業状況を指してL字カーブという。女性の働き方がフルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用に二極化しており、働き方の選択肢も不十分であることを表している。
LGBTQ	L=Lesbian (レズビアン、女性同性愛)、G=Gay (ゲイ、男性同性愛)、B=Bisexual (バイセクシュアル、両性愛)、T=Transgender (トランスジェンダー、性同一性障害などの性的違和)、Q=Questioning (クエスチョニング、性的指向・性自認が定まらない) の頭文字をとってつくられた言葉。LGBTQ以外にも、アセクシャル(恋愛感情や性的欲求を抱くことがない人)など、LGBTQだけでは表現しきれない、様々な性のあり方があるため、「LGBTQ+」などと示される。
M字カーブ	女性の年齢別就業率(15歳以上の人口に占める「就業者」の割合)をグラフ化するとアルファベットのMのようにみえることから、このような女性の就業状況を指してM字カーブという。結婚・出産期に当たる年代に一旦仕事を退職し、育児が落ち着いた時期に再就職をする人が多いということを反映しており、日本人女性の就業状況の特徴を表す用語として定着している。
PDCAサイクル	計画に基づく行動の進行管理サイクルの1つで、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に行うもの。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。